



放送ガイドライン 2015

日本放送協会

はじめに

NHKは、NHKの取材・制作の基本姿勢を明記した「放送ガイドライン」を作成し、視聴者に公表しています。

今回の改訂は3回目となります。東日本大震災などを受けた災害報道の新たな取り組みやソーシャルメディアを利用した取材が不可欠になるなど、公共放送を取り巻く環境の変化を踏まえて見直しを行い、「放送ガイドライン2015」として新たに公表することにしました。

今年で放送が始まってから90年になります。放送法の改正などもあって、公共放送は新たな段階に入り、NHKが実施するサービスもさらに多様化します。NHKは、放送を太い幹としつつ、放送だけでなくインターネットも積極的に活用して、より多くの人々に、多様な伝送路で公共性の高いコンテンツを届け、放送と通信の融合時代にふさわしい“公共メディア”への進化を見据えて、挑戦と改革を続けていかなければなりません。

同時に、公共放送の「原点」として、取材・制作力を強化し、放送法に則って、公平・公正で正確・迅速な報道と豊かで質の高い多彩なコンテンツをさらに充実し、健全な民主主義の発達や文化水準の向上に寄与することが引き続き求められます。

こうした役割を果たし、視聴者との信頼関係をさらに強めていくには、NHKの放送に携わる一人ひとりが、その使命を十分に理解し、高い倫理感を持って日々の仕事にあたらなくてはなりません。そのための判断の指針となるのが、この「放送ガイドライン2015」です。

言うまでもなく、視聴者から期待される公共放送であり続けるためには、創造性を大切にし、常に新しいものにチャレンジする姿勢が必要です。「放送ガイドライン2015」は、そのような取り組みを縛るものではありません。創造性豊かな公共放送であるためには、放送の自主・自律を堅持し、放送番組の編集の自由を守っていくことが何よりも重要であり、「放送ガイドライン2015」は、そのよりどころとなるものです。

今回改訂した「放送ガイドライン2015」が、こうした趣旨を踏まえて放送現場で日々活用され、公共放送の新たな時代を切り開いていくための一助となれば幸いです。

本書の放送法の条文は、平成26年6月に成立した改正放送法による

目 次

1	自主・自律の堅持	1
①	表現の自由	1
②	放送番組の編集	2
③	自律の仕組み	3
④	自主的な取り組み	4
2	放送の基本的な姿勢	5
①	正確	5
②	公平・公正	5
③	人権の尊重	5
	名誉権	
	プライバシー	
	肖像権	
	差別	
	宗教	
④	品位と節度	8
	暴力	
	性	
3	コンプライアンス ~法令やルールの順守~	9
4	取材・制作の基本ルール	10
①	企画・制作	10
②	取材先との関係	10
③	取材源の秘匿	11
④	撮影・録音	11
⑤	取材・制作の安全	12
⑥	出演者	12
⑦	未成年者の取材と番組出演	12
⑧	情報や資料の適正な取り扱い	13
⑨	目的外使用の禁止	13
⑩	放送での調査データの使用	13

5 表現	14
①放送のことば	14
②外国の地名・人名の表記と読み方	14
③映像表現	15
サブリミナル	
光点滅	
大画面化と映像酔い	
④再現・CG	16
⑤映像・音声の加工	16
⑥資料映像	16
⑦音響効果	17
⑧文字情報	17
6 インターネット	18
①ネット時代の取材・制作	18
②ソーシャルメディアを利用した取材	19
③インターネットでの情報発信	19
④選挙情報の取り扱い	20
7 情報と宣伝・広告	21
①広告放送の禁止	21
②一般名（普通名称）・固有名称と登録商標	22
③地域団体商標制度	22
④命名権	22
⑤冠大会	23
⑥多様化する広告	23
8 著作権	24
①番組と著作権	24
②権利処理	24
③引用・時事の事件の報道のための利用	24
④番組の部分使用	26
⑤NHKの番組と素材の外部展開	26
⑥制作委託番組の著作権	27

9 事件・事故	28
①犯罪報道の意義	28
②実名と匿名	28
③容疑者・被告の人権と呼称	28
④裁判員制度	29
⑤少年事件	29
⑥映像	30
⑦メディアスクラム（集団的過熱取材）	30
⑧被害者の人権	31
⑨誘拐報道	32
10 災害・非常事態	33
(1) 災害	33
①「防災・減災報道」はNHKの使命	33
②災害報道の基本方針	34
③地震・津波	35
④気象災害	35
⑤火山噴火	35
⑥速報の基準	36
(2) 感染症	37
(3) 原子力事故	37
①原子力事故の報道	37
②重大事故	38
(4) 国民保護法制	39
11 暮らしと社会	40
①家族	40
②福祉	40
③健康・医療	40
④科学技術	41
⑤食	42
⑥教育・文化	42

⑦自然・環境	43
⑧営業の資格	43
12 政治・経済 世論調査	44
①政治	44
②選挙	44
③経済	45
④世論調査	45
13 国際・海外取材	47
①取材・制作の基本姿勢	47
②戦争・テロ報道	47
③海外取材の安全	48
④海外からのニュース・番組	48
14 国際放送	49
①国際放送の目的・編集の基本方針	49
②要請放送	50
15 取材・制作の委託	51
①番組制作の外部委託	51
②業務委託の契約	51
16 厳正な経理処理	52
委嘱料	
出演料	
謝礼	
17 誠意ある対応	53
①視聴者の声への対応	53
②訂正放送	53
③BPO（放送倫理・番組向上機構）	55

【資料編】	56
放送法（抜粋）	56
NHK 国内番組基準	61
NHK 国際番組基準	65
NHK 倫理・行動憲章 行動指針	66
NHK・民放連「放送倫理基本綱領」	68
NHK・民放連「アニメーション等の映像手法について」	69
日本新聞協会「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」	71
日本新聞協会・民放連「犯罪被害者等基本計画に対する共同声明」	72
国民保護法制 関連規定（抜粋 条文は要約）	73
NHK個人情報保護方針	75
報道・著述・学術研究分野の個人情報の保護について	
放送倫理・番組向上機構（BPO）規約（抜粋）	78
放送倫理検証委員会運営規則（抜粋）	
放送と人権等権利に関する委員会運営規則（抜粋）	
放送と青少年に関する委員会運営規則（抜粋）	
BPOの主な決定（NHK関連）	85
索引	87

自主・自律の堅持

NHKは、公共放送として、憲法で保障された表現の自由のもと、正確で公平・公正な情報や豊かで良質な番組を幅広く提供し、健全な民主主義の発展と文化の向上に寄与する。

この役割を果たすため、報道機関として不偏不党の立場を守り、番組編集の自由を確保し、何人からも干渉されない。ニュースや番組が、外からの圧力や働きかけによって左右されなければならない。NHKは放送の自主・自律を堅持する。

全役職員は、放送の自主・自律の堅持が信頼される公共放送の生命線であるとの認識に基づき、すべての業務にあたる。

日々の取材活動や番組制作はもとより、NHKの予算・事業計画の国会承認を得るなど、放送とは直接関係のない業務にあたっても、この基本的な立場は揺るがない。

① 表現の自由



日本国憲法 第21条（表現の自由）

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 檢閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。



放送法 第1条（目的）

この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資すること。

② 放送番組の編集



放送法 第3条（放送番組編集の自由）

放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。



放送法 第4条（国内放送等の放送番組の編集等）

放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

（以下略）



放送法 第81条（放送番組の編集等）

協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たつては、第4条第1項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。
- 二 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること。
- 三 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること。

（以下略）

放送法の第4条は、NHKと民放に共通する番組準則だが、さらに、NHKにのみ追加される条文として第81条がある。

また第5条（番組基準）の規定によって、放送局は、自ら放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。NHKの国内番組基準の冒頭部分を記す。



NHK 国内番組基準

日本放送協会は、全国民の基盤に立つ公共放送の機関として、何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守って、放送による言論と表現の自由を確保し、豊かで、よい放送を行うことによって、公共の福祉の増進と文化の向上に最善を尽くさなければならない。

この自覚に基づき、日本放送協会は、その放送において、

- 1 世界平和の理想の実現に寄与し、人類の幸福に貢献する
- 2 基本人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る
- 3 教養、情操、道徳による人格の向上を図り、合理的精神を養うのに役立つようとする
- 4 わが国の過去のすぐれた文化の保存と新しい文化の育成・普及に貢献する
- 5 公共放送としての権威と品位を保ち、公衆の期待と要望にそうものであることを基本原則として、ここに、国内放送の放送番組の編集の基準を定める。

→ 61ページ 資料編「NHK 国内番組基準」

③ 自律の仕組み

放送法で定められた自律の仕組みとしては、このほか、放送法第6条（番組審議機関の設置）に基づく放送番組審議機関がある。

NHKは、国内放送に関わる「中央放送番組審議会」と地域ごとの8つの「地方放送番組審議会」、国際放送に関わる「国際放送番組審議会」を設けている。委員は各方面の学識経験者の中から選び、基本的に毎月1回審議会を開いて、審議内容をホームページなどで公開している。

番組基準や番組編集に関する基本計画を定めたり、変更したりする場合には、番組審議会に諮問している。番組審議会から答申や意見の申し出があった場合は、これを尊重して番組編成に反映させている。

またNHKは、放送法の規定（第27条、第39条第3項）に基づいて、視聴者対応報告を毎月、会長から経営委員会に報告し、NHKホームページなどで公表している。

→ 56ページ 資料編「放送法（抜粋）」

④ 自主的な取り組み

NHKは放送法に定められた自律の仕組みに加えて、番組やサービスの向上を図るために、自主的に、番組考査や番組モニター評価、放送評価の調査などを実施している。

さらに民放とともに「放送倫理・番組向上機構（BPO）」を作っている。BPOは、視聴者と放送局をつなぐ第三者機関で、視聴者から寄せられた放送に対する意見や苦情、放送倫理上の問題について、独立した立場で判断し、放送局に伝えることで、放送倫理を高めていくことを目的としている。

→ 55ページ 「17 誠意ある対応 ③BPO（放送倫理・番組向上機構）」

NHKは、表現の自由を守るために、今後とも、自律的な取り組みに力を尽くし、公共放送として、正確で公平・公正な情報や豊かで良質な番組を幅広く提供していく。

放送の基本的な姿勢

① 正確

- NHK のニュースや番組は正確でなければならない。

正確であるためには事実を正しく把握することが欠かせない。
しかし、何が真実であるかを確かめることは容易ではなく、取材や制作のあらゆる段階で真実に迫ろうとする姿勢が求められる。
- ニュースや番組において簡潔でわかりやすい表現や言い回しは必要だが、わかりやすさのために、正確さを欠いてはならない。
- 番組のねらいを強調するあまり事実をわい曲してはならない。
- 事実関係の誤りが明らかになった場合には、速やかに訂正する。

② 公平・公正

- NHK の放送は、視聴者にできるかぎり幅広い視点から情報を提供することを目指す。
- 意見が対立する問題を取り扱う場合には、原則として個々のニュースや番組の中で双方の意見を伝える。仮に双方の意見を紹介できないときでも、異なる意見があることを伝え、同一のシリーズ内で紹介するなど、放送全体で公平性を確保するように努める。
- 番組ではさまざまな意見や見方を反映できるように出演者は幅広く選ぶ。
- 社会的に弱い立場にある人たちの視点を忘れてはならない。
- 事実と意見は明確に区別されるべきである。
- 歴史的事件、事柄、事象について意見の対立があるものや、学問的に見解が対立しているものについては、多角的に検証したうえで放送する。
- 意見が対立して裁判や論争になっている問題については、できるだけ多角的に問題点を明らかにするとともに、それぞれの立場を公平・公正に扱う。

③ 人権の尊重

基本的人権の尊重は、憲法が掲げる最も重要な原則であり、放送でも優先されるべき原則である。人権を尊重し、不当に名誉を傷つけたり、プライバシーを侵害したりしないように、取材や制作のあらゆる過程で細心の注意を払う。



日本国憲法 第11条（基本的人権の享有）

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。



日本国憲法 第13条（個人の尊重、幸福追求権）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。



日本国憲法 第14条（法の下の平等）

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

(以下略)

【名誉権】

- 「名誉権」とは、「個人や団体の社会的な評価を侵害されない権利」であり、放送の内容が虚偽である場合や、公共性、公益性が認められない場合には、名誉権の侵害（名誉毀損）となることがある。
- 名誉毀損となるかどうかは、次の3つの条件によって判断される。
 - ・ 公共の利害に関する事実であるか
 - ・ 公益を図る目的でなされるものか
 - ・ 内容が真実であるか、または、取材を尽くしており、真実と信じる相当の理由があるか
 放送で当事者の承諾なく名誉に関わる問題を取り上げる際には、これらの点を十分に検討し、不当に名誉を傷つけることのないように注意する。

【プライバシー】

- プライバシーとは、「私生活上の事柄をみだりに公開されない権利」であり、内容が真実であっても、報道機関として必要な報道の範囲を超えた場合には、プライバシーを侵害することがある。

●放送で当事者の承諾なくプライバシーに関わる問題を取り上げる際には、

- ・公共の利害に関する事実であるか、社会の正当な関心事に当たるか
- ・公益を図る目的でなされるものか
- ・報じられた者がどの程度の被害を受けるか

など諸事情を十分に検討し、プライバシーを不当に侵害しないように注意する。

【肖像権】

●「肖像権」とは「何人もその承諾なしに、みだりにその容貌、姿態を撮影・公表されない権利」であり、当事者の承諾なしで撮影したり放送に使用したりすると、肖像権を侵害することがある。

●放送で当事者の承諾なしに撮影したり放送に使用したりする場合は、撮影される人（された人）の社会的地位、活動内容、撮影の場所、撮影の目的と必要性、撮影のしかたなどを総合的に判断して、報道機関として必要な報道の範囲を超えて、肖像権を不当に侵害しないように注意する。

➡ 11ページ 「4 取材・制作の基本ルール ④撮影・録音」

【差別】

●人種、民族、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治上その他の意見、出身国、社会的出自、職業や財産の有無などを差別的に扱ってはならない。

●差別は目につきにくいところで潜在的に行われたり、無意識に行われたりすることが多く、どのような表現が差別に当たるかは番組全体の構成や文脈の中で判断する必要がある。

●人種や性別、職業、または障害などに理由もなく言及することは差別につながるおそれがあり、注意すべきである。

●人種、民族、国家、風俗や習慣、言語などについて、蔑視したり揶揄したりして、差別感を持たせるような表現はしない。

●病気や障害のある人を取り上げる場合は、本人や関係者の人権を十分に尊重し、同じ立場にある人たちを傷つけないように配慮する。

●難病や遺伝性の病気などの放送にあたっても、ことばによる表現はもちろん、映像においても、差別やプライバシーなどの人権に十分に留意する必要がある。取材の過程においても、健康や障害に関する個人情報が、本人の意思と無関係に漏えいするがないようにしなければならない。

【宗教】

- 信教の自由は憲法で保障された権利であり、放送で宗教上の信仰、教義、宗派を取り上げる際には、正確かつ偏りなく伝えなければならない。
- 宗教上の行事やしきたりなどを戯画化したり揶揄したりするような表現はしない。

④ 品位と節度

- 放送は、常に品位と節度を心がけ、視聴者に不快感や苦痛を与える内容、場面は避ける。
- 暴力や性などを取り上げる際には、青少年に及ぼす影響について慎重な配慮が求められる。

【暴力】

- 暴力的な行為は、どのような場合にも肯定したり正当化したりしない。
- ドラマなどフィクションの世界であっても、過度の刺激的な描写や暗示、不適切なことばなどは避ける。
- 暴力場面を扱う場合には次の点に留意する。
 - ・ カメラワークや色彩、音響効果などで恐怖感や残酷さを必要以上に強調しない。
 - ・ 歴史ドラマや時代劇の中で、殺人、暴力、戦闘などが番組の本質的な要素である場合でも、残忍な場面は慎重に扱う。

【性】

- 性の取り扱いや表現については、視聴者の意識など社会通念に照らして、品位を失わないように細心の注意を払う。
- 番組で芸術性や事柄の実態を正確に伝える必要などから、性に関する表現や描写が欠かせない場合でも、家庭に直接、映像と音声が届くという放送の特性に配慮する。青少年が視聴する時間帯などに十分留意する。

コンプライアンス ～法令やルールの順守～

- 取材・制作にあたっては、法令に沿って行動するとともに、内部規程に従わなければならぬ。
- 自らの判断が社会のルールに照らして適切なのかを常に自問し、発言や行動を律する。
- 職務上知ることのできた機密やプライバシーなどの情報は、適正に管理する。自己の利益のために用いてはならない。
- 企業の合併や経営統合、破綻など、業務上知り得た経営上の重要な情報を基に株式などの取引を行うことは金融商品取引法で禁じられたインサイダー取引に当たり、決して行つてはならない。株価に影響を与えるような企業情報は事前に漏れないように厳重に管理する。株式などの取引にあたっては、NHKのインサイダー取引防止規程に従わなければならない。
- 取材や制作に関わるスタッフや業務委託先などとの契約を守る。労働法規および独占禁止法、いわゆる下請法（下請代金支払遅延等防止法）など、関係の法令を順守する。また、業務上の安全の確保に努める。
- 不正や、コンプライアンスに反する行為を行つたり行うおそれのある事実を知ったときは、すみやかに上司などに報告するか、通報窓口に通報する。この場合、通報者に対して通報を理由とする不利益な取り扱いは一切しない。
- コンプライアンス上の重大な問題が発生したときは、迅速で的確な対応を組織的に行い、解決と再発防止にあたる。
- 私生活のことであっても、NHKの名誉や信用を損ねたり公共放送で働く者としてのモラルに反したりする発言や行動は厳に慎む。

①企画・制作

- 番組の提案にあたっては、企画の独創性や視点の新しさ、社会的な意義などを明確にする。提案の内容について担当者の間で議論を尽くし、制作にあたっては共通の認識を持つことが大切である。
- 番組のジャンルを問わず、構成や演出など、全般にわたって幅広く目配りするとともに、題材や出演者の選び方に偏りがないように注意する。
- 報道番組やドキュメンタリー、情報番組などでは、正確な取材に基づいて真実や問題の本質に迫ることが大切である。虚構や真実でない事柄が含まれていないか冷静な視線で見極めようとする姿勢が求められる。
- 取材過程で提案段階と事情が異なることが判明したり、状況が変わったりした場合は、当初の提案に固執せず、新たな事情や状況に即して制作を進める。
- 事実の再現の枠をはみ出して、事実のねつ造につながるいわゆる「やらせ」などは行わない。
- 取材や出演の承諾を得るにあたっては、出演者や直接の取材対象者に本人への影響について説明するだけでなく、その家族をはじめ関係者に及ぼす影響についても、できるだけ説明するように努める。
- 撮影・録音した素材のどの部分を使うかの判断はNHKが行う。編集にあたっては、全体の趣旨を的確に伝えるように努める。事実をゆがめたり、誤解を与えたりするようなことがあってはならない。
- 番組の制作および編成について責任や権限を持たない者は、責任や権限を持つ者の許可なく個々の番組の制作に関与してはならない。
- 編集段階や放送前の試写にあたっては、原則として部外者が立ち会ってはならない。ただし、出演者や学識経験者などの専門家から助言を受ける場合や、番組の広報を目的とした記者などに対する試写については、所属の部長など責任者の許可を得て行う。

②取材先との関係

- 取材相手には誠実に接し、互いの信頼を大切にする。取材される側の人権を尊重し、相手の立場に立って考えることが大切である。
- 取材相手との関係においては、常に放送倫理や公平・公正な放送を意識し、節度ある距

離を保たなければならない。

国民の知る権利や公共の利益のために密着取材が必要な場合であっても、相手の利益を図ったり、癒着と受け止められる行動をとったりしてはならない。

- 取材にあたっては、番組および取材の意図を事前に十分説明し、理解を得る。取材後の状況の変化によって番組のねらいを変更した場合にも、取材相手に十分に説明する。
- 取材相手から取材に応じるための条件を出された場合、その条件を受け入れることができなければ、その旨をはっきりと伝えなければならない。

③ 取材源の秘匿

- 取材源の秘匿は、報道機関が長い時間をかけて培ってきた職業倫理の一つである。
- 重要な情報は、時により提供者や取材協力者の名前を秘すことを条件にしなければ入手できないことがあり、秘匿を条件に得た情報の取材源は第三者に明かしてはならない。この保証がなければ、取材相手は真実を話さなくなり、真実の究明によって国民の知る権利に応えることができなくなることを常に忘れてはならない。

④ 撮影・録音

- 映像と音声は、ニュースや番組において欠かせない要素であり、撮影・録音は国民の知る権利や公共の利益などを追求する立場からモラルと節度を守って積極的に行う。一方で、個人の肖像権やプライバシーなどを尊重する心構えも必要である。
- インタビューは、実名報道の原則にのっとり、取材相手の権利保護が必要と判断される場合を除き、本人と特定される映像、いわゆる「顔出し」を基本とする。

➡ 16ページ 「5 表現 ⑤映像・音声の加工」

- 取材の相手が撮影や録音を明確に拒否している場合は、原則として撮影や録音は行わない。
- 不特定多数の人がいて個別に承諾を得るのが難しい公の場所では、腕章を着用するなど、NHKが撮影をしていることが周囲の人にわかるようにする。
- 居宅や病院内など、よりプライバシーが尊重される場所では、原則として、個人の姿を承諾なしに撮影しない。
- 大多数の人が羞恥心を抱くような表情や姿を放送しないように注意しなければならない。
- ロボットカメラの映像や一般の人から提供を受けた映像を使用する場合も十分配慮する。
- 取材相手の承諾がなくても、次のような場合には、所属の部長など責任者の許可のもと

に撮影や録音を行う場合がある。

- ・取材相手の承諾なしの撮影・録音以外に反社会的な行為を取材できず、かつ、これを放送することが公共の利益に照らして必要なとき。
- ・事件などの取材で、その時点では撮影や録音について取材相手の承諾を得ることが難しいと判断し、かつ、その後の事件の進展などによって条件が整った段階で、これを放送することが公共の利益にかなうと判断したとき。

⑤ 取材・制作の安全

- 出演者や取材協力者、および取材・制作担当者の安全の確保に十分配慮する。
- 危険を伴うことが予想される取材・制作については、安全管理者を置いて、安全に関する判断や情報の伝達などを行い、事故や被害の防止にあたる。
- 災害地域や紛争地域などでは、あらかじめ緊急避難ルートや連絡手段、医療の確保など具体的な安全対策を立てておく。
- 航空取材においては航空法に従った安全な飛行を守るとともに、災害時の救助作業や市民生活の妨げにならないように、飛行時の騒音にも注意を払う。

⑥ 出演者

- 番組編成や放送番組そのものの多様性の確保に向けて、常に新しい出演者を探す努力をするとともに、公共放送としての公平・公正を保つためにも、特定の人に偏ることのないように幅広く人選する。
- 外部の出演者であっても、NHKの放送番組であるかぎり、番組の中での言動についてはNHKが責任を負う。出演者に差別的な発言や他人の名誉を損なうような発言などがあった場合、おわびや訂正などの措置をとる。

⑦ 未成年者の取材と番組出演

- 未成年者の取材や番組への出演にあたっては、本人だけでなく、必要に応じて保護者に、その趣旨や内容を説明し承諾を得る。
- 未成年者に対しては、取材や出演が不利益にならないように十分配慮するとともに、精神的な圧迫や不安を与えないように注意する。
- 番組の収録やロケを行う場合、未成年者については、労働基準法や児童福祉法などの法令に従って、収録時間やスケジュールなどを決める。

⑧ 情報や資料の適正な取り扱い

- 「個人情報の保護に関する法律」では「報道」「著述」「学術研究」の目的で個人情報を取り扱う場合、個人情報取扱事業者の義務などを定めた規定の適用を除外している。その一方で、これらの適用除外分野についても自ら必要な措置を講じるように求めており、NHKは、報道の自由、表現の自由、学問の自由を堅持していく立場で個人情報を適正に取り扱うこととしている。
- 番組で視聴者から手紙やファックス、メールなどを募る場合は、使用の目的を明確にする。放送終了後は厳重に管理し、必要がなくなったときには適切な方法で廃棄する。不要のない個人情報は収集しない。
- 取材で得た情報を個人の利益のために利用することは許されない。
- 借用した資料は、紛失や盗難などのないように保管し、貸し主の指示した方法に従って丁寧に取り扱う。また、使用後は速やかに返却する。

→ 75ページ 資料編「NHK個人情報保護方針」

⑨ 目的外使用の禁止

- 放送素材（放送済み素材と未放送素材を含む）や、台本・構成表、取材メモなどの番組関連資料は、放送目的以外に使用しないことが原則である。裁判所や捜査当局などからの要求であっても、提出すればその後の報道や取材に影響を招くおそれがあるため、原則として避ける。番組の試写やコンクールなどへの対応、著作権処理などを行ったうえでの二次使用、放送内容の確認視聴や訂正放送に関わる請求があつた場合などは、目的外使用には当たらない。

⑩ 放送での調査データの使用

- ニュースや番組の中で、調査データを引用・紹介する場合は、調査データの内容や調査方法などをよく吟味したうえで、視聴者に誤解を与えることのないよう、適正にデータを使用する。

① 放送のことば

- 放送のことばは、正確さと同時にわかりやすさが基本である。難解なことばや専門用語、一般的でない外来語などは、避けるかできるだけ言いかえるようにする。専門知識を持たない視聴者にも理解できるよう、配慮しなければならない。
- 人権、人格、名誉を傷つけ、差別感や侮蔑感を与えるおそれのあることばや表現を用いてはならない。
- 地域文化の多様性を尊重するため、必要に応じて方言の活用を図る。
- 放送の用字・用語・発音は、『NHK 漢字表記辞典』『NHK ことばのハンドブック』および『NHK 日本語発音アクセント辞典』に準拠する。

② 外国の地名・人名の表記と読み方

- 外国の国名や地名・人名、政治体制、国旗や国歌、国境などを扱う場合は、正確を期すとともに、最新の状況を把握し、適切に表現するように努める。
- 外国語、外来語や外国の地名・人名などの表記は、それぞれのことばが日本語として、どの程度定着しているかを考慮し、
 - 原音とは異なる慣用が熟しているものは、慣用の形を尊重する。
 - 慣用が熟していないものは、なるべく原音に近く書き表す。

【韓国と北朝鮮の地名・人名など】

- 韓国と北朝鮮の地名・人名・企業名などは、原則としてカタカナで表記し、原音読みとする。
必要に応じて、カタカナ表記の後に漢字表記をかっこに入れて付ける。
表記にあたっては、NHK が放送で使う用字・用語のルールに準拠する。
- 在日韓国・朝鮮人の人名も同様とする。
ただし、本人の意思を尊重して、漢字で表記し日本語読みを使用することがある。
また、次のような場合は、漢字で表記して、日本語読みまたは原音読みにすることがある。
 - 日本の公的機関などが発表した場合は、原則としてそれに準拠する。
 - 著名な作家、学者、芸能人、音楽家など、その名前での活動が社会的に広く知られている場合は、これを尊重する。

- ニュースや番組の趣旨や内容などから、状況に応じてNHKの判断で対応することがある。

【中国の地名・人名など】

- 中国の地名・人名などは、原則として、漢字で表記し日本語読みとする。ただし、ハルビンなどカタカナ表記が定着しているものはカタカナ表記とし、上海（シャンハイ）、青島（チントウ）など原音読みが定着しているものは、原音読みとする。
- カタカナ表記や原音読みの取り扱いについては、今後も検討を重ねる。

③ 映像表現

- 映像による表現は時として、ことば以上に強い力を持つ。撮影や編集にあたっては、プライバシーなどへの配慮とともに、過度の不安感や嫌悪感を与えないようする。

【サブリミナル】

- いわゆるサブリミナル技法のように通常の状態では知覚、識別できない表現技法で視聴者の潜在意識に働きかける放送はしてはならない。

【光点滅】

- アニメーションなどの映像手法については、NHKと日本民間放送連盟が身体への影響に配慮して共通のガイドラインを定め、次の点に注意するように求めている。
 - 映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避け、「鮮やかな赤」の点滅は特に慎重に扱う。
 - コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換は、原則として1秒間に3回を超えて使用しない。
 - 規則的なパターン模様が、画面の大部分を占めることを避ける。

➡ 69ページ 資料編「アニメーション等の映像手法について」

【大画面化と映像酔い】

- 映像酔い（いわゆるモーションシックネス）は、映像を見ることによって視覚と体の感覚のバランスが崩れ、乗り物酔いと同じく、頭痛、めまい、おう吐などが起きることである。テレビ画面の大型化に伴い、視野に占める画面の割合が大きくなればなるほど、発症しやすい。不安定な“揺れる映像”については、安易な使用を行ってはならない。細心の注意を払い、長時間の使用や多用を避けるなどの配慮が必要である。

④ 再現・CG

- 過去の出来事を再構成する「再現」には、丹念な取材と検証の積み重ねが欠かせない。制作者の意図を映像化するためのさまざまな表現の可能性が存在すると同時に、誇張やゆがめられた事実が入り込む危険性も潜んでいることに注意しなければならない。
- 使用にあたっては、再現であることがわかるように努め、過剰な演出に陥らないように注意する。
- デジタル技術を駆使したコンピューターグラフィックスは、実写映像と区別がつかないまでに精巧なものとなり、合成や置き換えなどの加工も容易に行うことが可能になった。これまで困難だった映像表現を可能にする一方で、使い方を誤ると視聴者に誤解を与えるおそれがある。使用にあたっては番組の性格を十分考慮し、視聴者の誤解を招かないように注意することが必要である。必要に応じて「再現映像」「CG」などのことわりを表示する。

⑤ 映像・音声の加工

- ニュースや報道番組で、映像・音声を加工する場合は、実名報道の原則とプライバシーなど取材相手の権利保護の両面から、その必要性を吟味する。
- インタビューの音声を加工した場合は、加工していることを表示する。

⑥ 資料映像

- ニュースや番組の中で過去に撮影した資料映像を使用する場合には、新たに撮影した映像と誤解されないように表示などでわかるようにする。
- 社会的に否定的な問題として受け止められるニュースなどでは、そのニュースに直接関係のない人や建物などの資料映像は、原則として使用しない。
住宅の表札、企業名などが書かれた看板やポスターなどには特に注意が必要である。
- 過去の犯罪で有罪の判決を受けた人でも、すでに刑期や執行猶予期間を終えている場合には、事件当時の映像の使用は、事件の持つ社会的な意味などを総合的に検討し判断する。

⑦ 音響効果

- 番組に効果音や音楽を使用する場合は、その番組の内容にふさわしいかどうかを考慮する。また、過剰にならないように注意する。
- ニュースについては、原則として素材にない効果音を加えて内容を強調しない。

⑧ 文字情報

- 放送において、字幕などの文字情報は、映像や音声とともに重要な要素であり、正確を期さなければならない。一字の違いでも全く意味が異なってしまう場合もあるので、十分チェックする。
- 特に、ナレーションや発言などの内容を文字情報で補完して表示する場合は、一部だけを過度に強調したり、極端に簡略化したりすると、視聴者に内容が正確に伝わらないおそれがあるので注意が必要である。
- ニュースや番組の表題・見出しについては、全体的な内容から外れていたり、視聴者の誤解を招くような表示になったりしないように吟味して決める。

- 取材・制作において、インターネットは欠かせない手段となっている。膨大な情報の中から必要な情報を手軽に素早く探し出すことができ、視聴者参加の演出手法としても用いられている。
- NHKからの情報発信においてもインターネットは有効な手段であり、多様な伝送路を通じて、いつでも、どこでも、視聴者が見たい、知りたい情報を、一人ひとりの手元に届けることをめざしている。
- しかし、インターネットの世界には、さまざまなリスクや問題も潜んでいる。ネット上には根拠のはっきりしない情報や虚偽の情報もある。また、いったんネット上に情報が流出すれば、複製されて一気に広がり、不適切な内容や誤った情報であっても完全に消すことはできない。こうしたインターネットの特性を十分に理解したうえで利用しなければならない。

① ネット時代の取材・制作

- インターネットが広く普及した今日にあっても、当事者に直接話を聞くことが取材・制作の基本であり、ホームページやメールに安易に頼ってはならない。
- メールを利用した取材や出演交渉は、過程が記録に残ることを念頭に置いて対応する。
- メールでは文字情報しか伝わらないため、表現や言葉遣いによって相手に不快感を与えることがないように、心配りが必要である。
- ネット上にある映像や情報には真偽不明のものが少なくない。放送に利用する場合は、裏付け取材をするなど、真偽の判断を必ず行う。
- ネット上に公開されていても、動画や写真、音楽、地図などは著作物であり、ツイッターやブログ、フェイスブックなどの書き込みも著作物となり得る。これらを放送で使用する場合は、原則として著作権者から許諾を得る。掲示板などに寄せられた書き込みについては、ホームページなどの運営者でなく書き込んだ人が著作権者となるので注意する。（「引用」や「時事の事件の報道のための利用」を除く）

→24ページ 「8 著作権 ③引用・時事の事件の報道のための利用」

- 放送でホームページなどを紹介する際には、事実関係に誤りがないか、他人の権利を侵害していないかを確認する。
- インターネットの新しいサービスを紹介するときは、利便性だけでなく、その裏側に潜

む危険性にも目を配る。

- インターネットを利用して視聴者から意見を募集したり、情報を集めたりする際は、個人情報を外部に流出させないよう厳重に管理する。必要のない個人情報まで収集しない。
- パソコンや携帯端末、記憶媒体などは紛失や盗難によって重要な情報が漏えいするおそれがある。端末からデータを削除していても復元できるため、管理を徹底する。

② ソーシャルメディアを利用した取材

- 災害や事件に関する情報をはじめ、多くの社会事象に関する情報がツイッターなどのソーシャルメディア経由で発信されている。また、ソーシャルメディアは双方向性を持つことから、取材ツールとしても有用である。
- ソーシャルメディアによるやりとりは、そのほとんどが公開されている。利用にあたってはその特性やどのようなリスクがあるのかを十分理解しておくことが大切である。
- ツイッターによる取材が特定の人に集中していないか十分に注意する。「メディアスクラム」のような状況が生じていると判断した場合は、速やかに取材を控えるなどの対応をとる。

③ インターネットでの情報発信

- NHK が発信する情報であるかぎり、インターネットでの発信においても、公共放送にふさわしい良質な情報であることが求められる。「放送ガイドライン」に記された内容をインターネットサービスにも適用しなければならない。
- ネット上に掲載した情報やコンテンツは、一定の期間、公開され続ける。その間に引用されたり無断複製されたりして拡散すると、誤りや不適切な内容が含まれていても完全に削除することはできない。また、インターネットでは事実上、すべてが全世界への発信となる。こうした放送との特性の違いを理解しておく必要がある。
- サービスの実施にあたってはセキュリティーに万全を期さなければならない。不正アクセスの防止をはじめ、NHK の意図しない情報が外部に流出したり、サービスが停止したりすることがないように特に対策を講じる。
- インターネットで発信した情報やコンテンツの内容に誤りがあった場合は、放送と同様、すみやかに正しい内容に訂正する。
- 情報発信手段としてのブログやツイッターなどは、視聴者と NHK を結ぶ新たな手段としての可能性を持っており、審査の上で番組や放送局単位での利用を認めている。ただし、不特定多数を対象にしていること、また、情報がネット上に瞬間に広まることを理解

した上で、利用しなければならない。

- ブログやツイッターなどをを利用して情報を発信する場合には、職務上知ることのできた機密などを漏らしてはならない。個人として利用する場合も同様である。

④ 選挙情報の取り扱い

- インターネットで選挙に関する情報を扱う場合は、放送と同様に、放送法の原則や公職選挙法の趣旨に従って選挙の公正を損なわないようとする。

① 広告放送の禁止

- 放送法はNHKに対し、広告放送を禁止している。これは、NHKが受信料に基盤を置く公共放送であり、特定の団体や企業、個人の利害に左右されず、不偏不党の立場で公平・公正な放送を行うためである。
- 企業名や営業上の商品名・サービス名・ロゴマークなど（この章では以下「企業名など」とする）を放送できるのは、番組編集上必要で、広告目的ではない場合である。



放送法 第83条（広告放送の禁止）

協会は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。

2 前項の規定は、放送番組編集上必要であって、かつ、他人の営業に関する広告のためにするものでないと認められる場合において、著作者又は営業者の氏名又は名称等を放送することを妨げるものではない。

- 放送で企業名などを使う場合には、

- ・本質的に必要なのか、その他の表現に置き換えることはできないのか
- ・視聴者の理解を助けることになるか
- ・ライバル企業などから見て、著しく不公平でないか
- ・構成や演出上やむをえないか

といった点を判断の基準にする。

ただしその場合でも、企業名などの出し方や出す回数を工夫するなど、宣伝・広告と受け取られることのないようにする。

- 「企業に利用されている」という疑いを持たれるような表現や演出は避ける。人気商品や流行を社会現象として扱う際にも注意が必要である。

- デパートなど催し物の会場は必要な情報として、また、広く知られたテーマパークや観光施設などは地名に準ずるものとして、使用しても差し支えない。

ただしその場合でも、視聴者の分かりやすさが損なわれない限り、一つのニュースや番組の中では繰り返しを避けて、抑制的に使用する。

- テレビCMや雑誌広告のキャッチコピーなどの安いな使用は避け、使用する際には宣伝にならないように十分配慮する。

② 一般名（普通名称）・固有名称と登録商標

- 特定の商品やサービスの名称（固有名称）を、一般名（普通名称）と誤認して放送すると、事実として不正確なだけでなく、結果として、その商品やサービスの宣伝につながるおそれがある。
- 自身の商品やサービスを示すものとして、商標法の定めに従って特許庁に登録の手続きをすませた名称や図形などの標章を「登録商標」という。「登録商標」に含まれている名称は、固有名称であることが多い。
- 「登録商標」に含まれている名称であっても、一般名にすぎないこともある。

③ 地域団体商標制度

- 「地域団体商標制度」は、地域ブランドを適切に保護することを目的に、「○○りんご」「○○牛」「○○織」（○○は地域の名称）などの広く知られた商品やサービス（役務）について、事業協同組合などの団体が「地域団体商標」として登録することを認める制度である。特定の企業や個人の宣伝・広告に直結するとは考えにくく、放送では一般名として扱ってよい。

④ 命名権

- スポンサー企業が、スポーツ施設や会館、道路、橋などの維持管理費や運営費を負担する見返りに、企業名などを施設の名称として使用するのが命名権（ネーミングライツ）ビジネスである。
- 施設の名称である以上、放送に使用することはやむをえないが、名前の一部に企業名などが含まれているため、ニュースや番組の中では繰り返しを避けて、抑制的に使用する。ただし、企業名などを除いた施設名が定着している場合には、企業名などを除いた名称を使うこともある。

⑤ 冠大会

- スポーツの大会にスポンサーの企業名などをかぶせた「冠大会」についても、ニュースや番組の中では繰り返しを避けて、抑制的に使用する。ただし、企業名などを除いた大会名が定着している場合には、企業名などを除いた名称を使うこともある。

⑥ 多様化する広告

- スポーツ大会の会場には多くの看板が並んだり、選手のユニフォームやナンバーカードなどに企業名や広告が入ったりしている。
放送では、必要以上にアップで撮ることは避けるなどの工夫をする。
- 公共交通機関であるバスや電車、航空機などのボディーを使った全面車体広告（ラッピング広告）も、画面に出てしまうことは避けられないとしても、過度にならないようする。
- ネット上に「バナー広告」が掲載されていることがある。ホームページなどを放送で紹介する際には、画面に広告が入らないよう注意する。

① 番組と著作権

- 番組は二つの点で著作権と関わる。一つは、番組制作にあたって、さまざまな著作物を使用する点であり、もう一つは、制作された番組自体が著作物となり、NHKが著作権を持つ点である。これが、番組が「著作権のかたまり」といわれる理由である。
- 番組に出演してもらう場合や著作物を使用する場合などは、出演者や著作権者などの許諾を得るための権利処理を確実に行わなければならない。

② 権利処理

- 権利処理すべき対象は、出演者や取材先以外にも、番組のために委嘱した音楽や脚本、文芸・美術作品、写真、アニメーションなど多岐にわたる。許諾を得るべき相手の把握に漏れがないように細心の注意を払わなければならない。
- 権利処理にあたっては、放送内容や著作権料などについて事前にきちんと説明したうえで権利者の同意を得るようにする。その際、番組が放送以外の幅広いメディアに利用（二次使用）される可能性があることについても基本的な了解を得ておく必要がある。
- 権利処理交渉の結果については、当事者間で疑義の生じないように契約書を作成することが望ましい。
- 二次使用の際の権利処理を円滑に進めるために、契約書の保管はもとより、番組に関わるすべての権利情報の確実な記録と保存を行う。

③ 引用・時事の事件の報道のための利用

- 著作権法では例外的に著作権者の許諾なしに著作物を使用することができる場合が定められている。このうち放送と関係が深いものとして「引用」と「時事の事件の報道のための利用」がある。

【引用】



著作権法 第32条(引用)

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

●引用については、次のような点に関して十分に注意する。

- ・引用する著作物が公表されていること
- ・番組の中で著作物を引用する必然性があること
- ・引用部分が番組のほかの部分とはっきり区別されていること
- ・番組が主で、引用する著作物が従であるという主従関係が明白であること
- ・引用する著作物が必要最小限の範囲に限られていること
- ・引用する著作物を改変しないこと
- ・引用する著作物の出所を明示すること

●著作物の使用方法が引用に当たるかどうかについては、利用する側と著作権者との間で見解が異なる場合が多く、個別のケースについて引用の必然性や主従関係などを細かく検討し、これまでの事例も参考にしながら慎重に判断する必要がある。

【時事の事件の報道のための利用】



著作権法 第41条(時事の事件の報道のための利用)

写真、映画、放送その他の方法によって時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴って利用することができる。

●「時事の事件」とは、最近起こった出来事であって、ニュース性があると判断されるものとされている。

- 「時事の事件の報道」のために利用できる著作物とは、

- 事件の主題となっている著作物
- ニュースの取材過程でやむをえず入ってくる著作物

であり、具体的には、

- 美術館で絵画が盗まれたり破られたりした事件を伝えるニュースや番組の中で使用する、その絵画の映像
- スポーツ大会の開幕を伝えるニュースの入場行進の音楽

などが考えられている。

- 「時事の事件の報道」として、権利者の許諾なしに使用した著作物の映像や音声を、後日ほかの番組に使用する場合は、それが「時事の事件の報道のための利用」でないかぎり、あらためて著作権者の許諾を得なければならない。

④ 番組の部分使用

- ある番組の一部分を別の番組などに再使用（部分使用）する際、その部分に第三者の権利が含まれている場合は、当初の番組とは異なる目的に使用することになるため、NHKの制作した番組であっても、あらためて出演者をはじめとする権利者の許諾を得なければならない。
- 番組の部分使用にあたっては、権利者に対して事前許諾を得ることが大原則であるが、権利者団体との間で権利処理についてのさまざまな取り決めがあるため、それぞれのルールにのっとった迅速で適切な権利処理を行う必要がある。

⑤ NHKの番組と素材の外部展開

- NHKが保有する番組や素材については、それを利用したいという視聴者や外部からのニーズに応え、関連団体を通じてさまざまな形で外部展開を行っている。出版や映像・音声商品、キャラクター商品などの番組関連商品のほか、CS、CATV、VOD（ビデオ・オン・デマンド）への番組提供、放送権の海外販売などが含まれる。
- これらの外部展開の目的は、
 - NHKが蓄積してきた番組などを社会に還元するとともに、視聴者への多角的なサービスを実現する
 - 得られる副次収入を視聴者の負担の抑制につなげるということにある。

⑥ 制作委託番組の著作権

- NHK または関連団体が番組制作会社に委託する番組については、番組の企画立案の主体がいざれかによって著作権の帰属を定める。
- 番組制作会社が企画提案した番組についてはNHKと番組制作会社が著作権を共有し、権料収入が生じた場合、その配分を番組制作会社に対して行う。
- NHK または関連団体が企画立案し、その制作統括の下に制作される番組については、NHK が著作権を有する。ただし制作過程における番組制作会社の特別の寄与が見込まれる場合には、その寄与を勘案し、権料が生じたとき番組制作会社に対して配分を行う。
⇒放送番組の制作に関する番組制作会社との取引基準
(<http://www.nhk.or.jp/kikakubosyuu/> に掲載)

① 犯罪報道の意義

- 犯罪報道の意義は、安全で秩序ある社会の実現に寄与することにある。社会にどんな危険が存在しているのかを伝えることで、視聴者が危険を回避することができる。また、法の不備や捜査当局・行政の対応の遅れが被害を拡大させている場合もあり、報道によって法の整備や捜査当局などの取り組みを促す効果も期待できる。

② 実名と匿名

- 事件・事故の報道は、真相や背景に迫り国民の知る権利に応えるため、実名報道が原則である。最近は人権への配慮から、警察当局が被害者や関係者の名前を匿名で発表するケースが増えているが、実名で報道するか匿名で報道するかは、事件や事故の内容と背景、関係者の事情などを十分に検討したうえで、あくまでNHKの責任において判断する。
- 平成17年（2005）に定められた犯罪被害者支援のための政府の基本計画に「被害者の実名を発表するかどうかの判断を警察に委ねる」ことが盛り込まれた。これに対してNHKが加盟している日本新聞協会と日本民間放送連盟は、「匿名発表では、被害者やその周辺取材が困難になり、警察に都合の悪いことが隠される懼れもある。客観的な取材、検証、報道で、国民の知る権利に応えるという使命を果たすため、被害者の発表は実名でなければならない」などとして、共同で反対の声明を発表した。

→ 72ページ 資料編「犯罪被害者等基本計画に対する共同声明」

③ 容疑者・被告の人権と呼称

- 逮捕されたり起訴されたりした人物も、有罪が確定するまでは法律的には無罪と推定される。このため、逮捕段階や裁判中は犯人ときめつけるような報道はしない。
- NHKは昭和59年（1984）から他社に先駆けて犯罪報道での名前の「呼び捨て」を原則としてやめ、「肩書」のほかに「容疑者」「被告」などの呼称をつけて放送している。人権尊重の立場を重視するとともに、活字メディアに比べて、放送が視聴者の感情や心理に強く訴えるという特性を考慮した結果によるものである。

ニュースの内容によっては「肩書」と「容疑者」の使い分けなど判断が難しいケースもあるが、人権を尊重して不公平な取り扱いとならないよう配慮する。

④ 裁判員制度

- 平成21年（2009）の裁判員制度の開始に伴い、事件報道にあたっては、裁判員となる可能性のある視聴者に過度の予断を与えないためにも、容疑について断定的な表現を避けるなどの注意を行っている。
- NHKは独自に裁判員制度に関する「取材・放送ガイドライン」を作成し、事件や裁判の取材・放送にあたって次のことを基本としている。
 - ・容疑者や被告を犯人ときめつける報道をしない。
 - ・情報の出所をできるかぎり明示する。
 - ・容疑者や被告側の供述や主張ができるかぎり取材・放送する。
 - ・専門家のコメントは犯人と断定した言い方にならないように注意する。
 - ・ニュースタイトルや字幕スーパーの表現、映像の使用・編集にも細心の注意を払う。
- 裁判員制度開始にあたって、日本新聞協会は取材・報道指針を示している。

➡ 71ページ 資料編「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」

⑤ 少年事件

- 事件当時20歳未満の容疑者については、少年法第61条の趣旨を尊重し、原則として本人が特定されないように匿名で報道する。映像などについても、本人が特定されないように細心の注意をする。
- 少年審判や刑事裁判の途中で成人になっても、事件当時に少年ならば、同じように原則として匿名で報道する。
- 警察庁は、少年が凶悪事件を起こして逃走中で犯行を繰り返すおそれがある場合、社会に大きな不安を与えていて、ほかに捜査の方法がない場合には、写真などを公開することができるという方針を明らかにしている。
また日本新聞協会は、容疑者の少年が逃走中で、放火や殺人など凶悪事件を重ねることが明らかに予想されるなど、少年の保護よりも社会的・公共的利益を守ることを優先すべき特殊な場合は、例外として名前や写真を掲載することを打ち出している。
- NHKは日本新聞協会の方針を踏まえ、差し迫った危険があるかどうかなどを総合的に判断して実名で報道するかどうかを決めるこにしている。
- いじめや校内暴力などの事件が学校内にとどまらず地域や社会の問題となる場合や、学

校の指導に重大な責任があるときなどは、学校名を報道することもある。

- 事件の背景を知るうえで必要な第三者への周辺取材を行う場合は、容疑者の少年の名前を出さないように努めるなど、取材についても細心の注意を払う。
- 少年法第61条の趣旨は「更生の機会を閉ざさない」ことであり、すでに更生に向かった事例を紹介する番組などでは、本人や家族の承諾を得るなど人権に配慮したうえで、顔や実名を出すかどうか慎重に判断する。
- 外国で少年として扱われる年齢はさまざままで、国によっては、番組やニュースに20歳未満の容疑者などの顔や実名が出ている場合がある。番組やニュースのねらい・趣旨を伝えるため不可欠と判断したときは、そのまま放送することができる。ただし、日本の少年法と著しく均衡を欠くことがないように取り扱いに十分注意する。

⑥ 映像

- 容疑者の人権に配慮し、手錠をかけられた映像は原則として使用しない。
- 容疑者の顔写真については、必要以上に繰り返し使うなどの乱用を避ける。
- 事件と直接関係がない容疑者の家族などの映像は使用しない。
- 捜索などでは、事件と関係のない人や周囲の建物などを撮影しないように注意する。
- 罪を犯した人でも、すでに刑期や執行猶予期間を終えている場合には事件当時の映像の扱いに十分注意する。
- 事件や事故、災害などでは、死者の尊厳や遺族の心情を傷つける遺体の映像は、原則として使用しない。

⑦ メディアスクラム（集団的過熱取材）

- 事件や事故のときに、メディアの取材が過熱・集中して、関係者のプライバシーや市民の平穏な生活が侵害されているという批判の声が高まり、平成13年（2001）に日本新聞協会の編集委員会が「集団的過熱取材に関する見解」を、また、日本民間放送連盟も「集団的過熱取材問題への対応について」を発表し、連携して対策を進めてきた。NHKもメディアへの信頼に関わる問題として取り組んでおり、行き過ぎた取材によるメディアスクラムが起きないように努力している。
- 日本新聞協会編集委員会の見解では、メディアスクラムとは、「大きな事件、事故の当事者やその関係者のもとへ多数のメディアが殺到することで、当事者や関係者のプライバシーを不当に侵害し、社会生活を妨げ、あるいは多大な苦痛を与える状況を作り出してしまった取材」と定義し、次の点を守るように求めている。

- いやがる当事者や関係者を集団で強引に包囲した状態での取材は行うべきではない。相手が小学生や幼児の場合は、取材方法に特段の配慮を要する。
- 通夜や葬儀、遺体搬送などを取材する場合、遺族や関係者の心情を踏みにじらないよう十分配慮するとともに、服装や態度などにも留意する。
- 住宅街や学校、病院など、静穏が求められる場所における取材では、取材車の駐車方法も含め、近隣の交通や静穏を阻害しないように留意する。
- 「見解」では、メディアスクラムが発生した場合には、社ごとの取材者数を抑えることや、取材する場所・時間の限定、質問者を限った共同取材や代表取材などを対策として掲げている。

メディアスクラムの調整には記者クラブ、各地域の報道責任者会などが当たるが、現場レベルで解決できない場合に備え、NHKを含む新聞・通信各社の横断的な組織として日本新聞協会に「集団的過熱取材対策小委員会」が設けられている。
- なお「見解」では、対象が有名人や公的な人物で、取材テーマに公共性がある場合には、一般の人とは区別して考えるとしている。

⑧ 被害者の人権

- 被害者的人権は、加害者的人権に比べて守られていなかったという批判、反省があり、平成16年（2004）に犯罪被害者等基本法が作られるなど、犯罪や事故の被害者の権利を守る動きが広がっている。
- 犯罪被害者等基本法では、

「被害者の多くは、その権利が尊重されてきたとは言い難い」
 「直接の被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった」
 「犯罪被害者の権利利益が保護される社会の実現に向け、新たな一步を踏み出さなければならない」

と述べている。
- 報道のあり方についても、取材方法に被害者の心情を無視したところがあったのではないかとの反省がある。過熱した取材や報道、無神経な言葉遣いなどによって被害者を苦しめることがないように努めなければならない。また、現場に駆けつける家族を遮るような取材はしないなど、十分配慮しなければならない。
- 被害者の写真や映像についても、使用にあたっては不必要的繰り返しを避けるなどの配慮が必要である。
- 暴力団が関係する事件や性犯罪などで、被害者の安全や二次被害のおそれなどを検討して匿名報道にする場合には、映像についても被害者が特定されないように注意する。

⑨ 誘拐報道

- 人質を取って身代金を要求するなどの誘拐事件については、人質の生命の安全を第一に考え、取材や報道にあたらなければならない。
- 東京で昭和35年（1960）に起きた“雅樹ちゃん事件”では、被害者が殺害され、逮捕後犯人が「報道によって追い詰められた」と供述した。
この反省から、被害者の生命の安全を最優先にして報道の自由を自ら制限することもやむをえないとして、報道各社は、自主的に取材や報道を自制する誘拐報道協定を結ぶこととなった。
- 誘拐報道協定の締結は警察が申し入れるが、実際に協定を結ぶかどうかはNHKをはじめ、報道各社が独自に協定の必要性を判断しなければならない。
- この協定は、あくまで警察側が誘拐事件の捜査状況を報道機関に詳しく伝えることを前提条件とし、報道各社は、協定が必要以上に報道規制につながることのないように、警察に対して捜査情報の全面的な提供を求めていかなければならぬ。

10

災害・非常事態

- 地震・津波・台風などの災害、人命や国民生活に重大な影響を及ぼす非常事態が起きたとき、NHKの放送を視聴する人々は正確で迅速な情報を求めている。公共放送として期待に応え、正確でわかりやすい情報をより早く伝えるため、取材と報道に全力をあげる。
- 被害や影響を軽減するために必要に応じて視聴者にさまざまな注意喚起を行う。
- 災害・非常事態の報道にあたっても、放送の自主・自律を貫く。

(1) 災害

① 「防災・減災報道」はNHKの使命

- NHKは災害対策基本法で、電気、ガス、通信などの公益事業とともに指定公共機関に指定され、放送を通じて防災に寄与する責務がある。放送法も、災害の被害軽減に役立つ放送を義務付けている。



災害対策基本法

第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて、防災に寄与しなければならない。



放送法 第108条（災害の場合の放送）

基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

- 「防災・減災報道」はNHKの使命であり、その重みを認識して万一に備え、災害時には、人々の命と暮らしを守るための情報発信に全力を尽くす。
- 災害時だけでなく日ごろから防災の課題を積極的に取り上げ、安全な社会づくりに寄与するとともに、人々に防災知識が広がるように努める。

② 災害報道の基本方針

- 災害発生時やそのおそれがあるとき、本部は全国の視聴者に向けて「防災・減災報道」を行う。地域の各放送局は、状況に応じて、地域の視聴者が必要とする情報を、テレビ、ラジオ、データ放送、各放送局のホームページなど様々なメディアを活用して、きめ細かく伝える。
- 気象警報など視聴者に直ちに伝えるべき情報は、テレビは文字スーパー等で、ラジオは音声の上のせ等で速報する。大津波警報が発表された場合などには緊急警報放送を行う。



緊急警報放送

大災害のおそれがあるときに、放送局から特別な信号を送ることで、専用の受信設備が内蔵されたテレビやラジオでは、スイッチが自動的に入り、緊急時の放送が受信できる。実施基準は次のとおり。

- ・大規模地震の警戒宣言が発表された場合
 - ・津波（大津波）警報が発表された場合
 - ・災害対策基本法に基づいて都道府県知事などから要請を受けた場合
- NHKでは昭和60年（1985）から全国運用を行っている。

- 災害対策基本法に基づく避難指示や避難勧告は、地域放送ができる限り速報する。また、地域防災計画に基づく避難準備情報も、状況に応じて伝え、高齢者や体の不自由な人の避難や防災に役立てる。
- 災害報道にあたっては、被害の状況をいち早く伝え、行政機関、医療機関、ボランティアを含めた広範な救援に役立つよう努める。
- 相当な被害や影響が生じたときは、状況に応じて、本部と各放送局は、テレビやラジオで「ライフライン放送」を行い、被災者の生活支援に必要な情報を伝える。
- 被災地には、大切な人や家や仕事を一瞬にしてうしない、深く傷ついた被災者が数多くいる。被災地では、被災者の気持ちを第一に考えて、プライバシーなどに十分に配慮する。
- 被災者の置かれた状況を継続的に取り上げ、生活の再建を支えるとともに、復興に向けた長期的な支援を促す。
- 取材・制作にあたっては安全に十分留意する。

③ 地震・津波

- NHKは、震度3以上で全国放送（テレビは文字スーパー、ラジオは音声の上のせ）で伝え、震度6弱になると通常番組を中断して臨時ニュースを伝える。ただし状況によっては震度5強や5弱などでもニュースを特設する場合がある。気象庁から「緊急地震速報」が発表された場合、全自动のシステムによりテレビは強い揺れが予想される地域を地図と文字で表示し、ラジオは自動音声で読み上げる。
- 大きな揺れが観測され、津波のおそれがある場合は、津波からの避難の呼びかけを最優先にする。大津波警報と津波警報が発表された場合、通常番組を中断して緊急警報放送を開始する。アナウンサーは強い口調で避難を呼びかけ、ロボットカメラの映像や気象庁が発表する情報などを活用し、避難を強く促す。津波注意報でもニュースに切り替える場合がある。
- 地震は日本国内のどこでも発生するおそれがあるが、過去に繰り返し発生している大地震については、国が特別措置法を制定して、対策を強化、推進している。想定されている大地震には、東海地震、南海トラフ巨大地震（東南海・南海地震）、首都直下地震などがある。NHKは、東日本大震災の経験も踏まえ、いかなる災害にも対応できるよう放送設備や体制の強化を重点的に進めている。

④ 気象災害

- NHKは特別警報や気象警報が発表された場合、テレビとラジオで速報する。特別警報は、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときに発表されるもので、大雨・大雪・暴風・暴風雪・高潮・波浪の6種類がある。記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報も地域放送で速報する。
- 台風が日本に接近したり上陸したりするおそれがあるときは、状況に応じて、テレビとラジオで特設ニュースを放送する。すでに風雨が強まっている地域の様子や被害状況、これから接近する地域の対応や備え、それに防災上警戒すべき点などをきめ細かく伝える。
- 局地的な豪雨は事前の予測が難しく、住民の避難の遅れにつながりやすい。雨が強まっている地域があれば、重点的に警戒を呼びかける。

⑤ 火山噴火

- 気象庁は活火山を対象に、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生したか、発生する

と予想される場合に「噴火警報」を、火口周辺から居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生したか、発生すると予想される場合に「火口周辺警報」を発表する。気象庁が警報を発表した場合、テレビとラジオで速報する。

- 火山の噴火は、突然始まって急激に活発化することがあり、爆発的噴火や火碎流、溶岩流、火山ガスなど様々な現象が起きる。場合によっては、周辺住民が迅速な避難を求められ、避難生活が長期化することもある。様々な事態を想定して、防災に役立つ放送を行う。

⑥ 速報の基準

- テレビは文字スーパー、ラジオは音声の上乗せで速報する。

平成27年(2015)1月現在

	情報	放送の種別	備考
地震・津波・火山	緊急地震速報	全国放送(全波)	自動地図スーパーと自動音声
	震度速報、市町村震度(震度3以上)	全国放送	5弱以上は全波 6弱以上は全波臨時ニュース
	大津波警報、津波警報	緊急警報放送(全波)	
	津波注意報	全国放送	
	噴火警報	全国放送(全波) 地域放送	
	火口周辺警報	地域放送	
	遠地地震情報	全国放送	内容により実施
	東海地震警戒宣言	緊急警報放送(全波)	
気象	東海地震注意情報	全国放送(全波)	
	特別警報	全国放送(全波) 地域放送	大雨、大雪、暴風、暴風雪、高潮、波浪
	気象警報	地域放送	波浪警報は地域の実情により実施
	土砂災害警戒情報	地域放送	
	記録的短時間大雨情報	地域放送	
	竜巻注意情報	地域放送	
避難	氾濫危険情報、氾濫警戒情報	地域放送	
	避難指示、避難勧告 避難準備情報	地域放送	できるかぎり実施

(2) 感染症

- 新型インフルエンザやエボラ出血熱、多剤耐性菌による院内感染などの感染症、さらに鳥インフルエンザ、^{こうでいえき}口蹄疫をはじめとする動物の伝染病を取材する機会が多くなっている。こうした報道では、正確な情報を迅速に伝えることが、被害を最小限に抑えて社会的混乱を防ぐことにつながり、NHKは公共放送として大きな役割を担っている。
- 取材にあたっては、取材者の安全を確保すると同時に、取材によって感染を広げないようにしなければならない。そのためには、事前に、病原性（毒性）や感染力の強さ、潜伏期間や感染のしかたなど病原体の性質を十分に把握し、必要に応じて専門家にアドバイスを求めて取材計画を立てる。取材の際はマスクを装着するなど状況に応じて対策をとる。
- 取材にあたって、病原体の性質が明らかになっていない時点では、症状のある人への対面取材は原則として行わず、電話による取材などを検討する。病院など施設の管理者や行政当局から安全上の要請や指示がある場合は原則としてそれに従う。
- 海外の感染症流行地での取材については、計画段階で必要性を十分検討し、取材する場合には、事前に専門家に留意点を確認する。
- 放送では、感染した人への差別・偏見を生まないように表現には細心の注意を払う。ヒトの感染症はもちろんのこと、^{こうでいえき}口蹄疫など家畜の伝染病でも、関係施設を実名にするか匿名にするかは、感染拡大の抑止、プライバシー、風評被害などの観点から慎重に影響を見極め、NHKとして的確に判断する。
- 感染症が広がり続けている場合、節目ごとに可能なかぎり複数の専門家に取材し、先行きについての見方なども伝えていく。
- NHKは、平成25年（2013）に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（第二条6号）で指定公共機関となっている。公共放送として迅速な報道を出し続ける責務があり、NHKの「行動計画」や「取材マニュアル」に基づいて対応や放送を行う。

(3) 原子力事故

① 原子力事故の報道

- 原子力発電所や原子力施設での事故は、人間の五感では直接とらえられない「放射性物質・放射線」が脅威となることから、正確な情報を迅速に、しかもわかりやすく伝える必要がある。
- 事故施設周辺の取材は、放射線量を測るポケット線量計を携行するなど、安全に十分留意する。

② 重大事故

- 重大事故が起きた場合、原子力災害対策特別措置法（原災法）に沿って、取材・放送を行う。
- 原災法は、平成11年（1999）に茨城県東海村で起きた臨界事故をきっかけに施行され、原子力の重大事故の際には、国が主導的に対応することが定められた。また全国の原子力施設の周辺にオフサイトセンターを設置することになった。
- しかし、平成23年（2011）の東京電力福島第一原子力発電所の事故では、オフサイトセンターは機能せず、放射性物質は、当時の指針で想定していた原発の半径10キロ圏より広い範囲に放出された。このため、事故後作られた新しい国の原子力災害対策の指針では、事故に備えて事前に対策をとる範囲が半径30キロ圏に広げられ、緊急事態の区分も見直された。



原災法 第10条（施設敷地緊急事態）

原災法第10条では、原子力施設の敷地境界での放射線量が一定の基準を超えた
り、原子炉の水位が下がり非常用炉心冷却装置が作動したりした場合に、原子
力事業者は国や自治体に通報しなければならないとしている。いわば「注意報」
に当たり、NHKは、直ちに放送で速報する。



原災法 第15条（全面緊急事態）

原災法第15条は、事態がさらに拡大した場合に、内閣総理大臣は「原子力緊急
事態」を宣言するとしている。いわば「警報」に当たり、大事故や災害になる可
能性が高い。NHKは、直ちに放送で速報するとともに、津波警報に準じて、「屋
内退避・避難」「飲食物摂取制限」など必要な措置、注意事項を伝える。

- 原子力事故は事態が時々刻々と変化していくため、放射性物質の外部への放出、住民の
避難あるいは屋内退避の勧告・指示といった情報は、できるかぎりリアルタイムで伝え
る。
- 避難や屋内退避が勧告・指示された区域に立ち入っての取材は、原則として行わない。

(4) 国民保護法制

- 国民保護法によってNHKは、他国からの武力攻撃など有事の際の指定公共機関として、警報（解除を含む）、避難の指示（解除を含む）、緊急通報の3つの情報を放送する責務を負っている。
 - 警報は、国の対策本部長（内閣総理大臣）が発令し、東京の放送センターに連絡が入る。また避難の指示と緊急通報は、都道府県知事が発令し、当該の放送局に連絡が入る。
 - 有事に際しても、あくまでNHKが自らの編集判断で取材や放送にあたることに何ら変わりはない。
- 国民の生命や財産に直結する情報をすばやく的確に伝えることで、報道機関としての役割を果たし、公共放送に対する国民の期待に応える。



国民保護法 第7条

2 国及び地方公共団体は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置については、その言論その他表現の自由に特に配慮しなければならない。



衆参両院の特別委員会の附帯決議

放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと。

- 緊急情報の放送は、簡潔でわかりやすいことが重要である。内容が過大な分量だったり、理解しにくかったりすれば、迅速で的確な放送の障害になるおそれがあるので注意する。
- 3つの緊急情報のうち、特に、住民の避難に関する都道府県知事の指示については詳細にわたることも予想される。総務省消防庁が作成した都道府県国民保護モデル計画は、「伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする」と記述している。

11

暮らしと社会

① 家族

- 家族の形や家族をめぐる考え方は多様化している。結婚という形式にとらわれない男女、あるいは離婚、死別などの事情で父親か母親だけの子どもも増えており、そうした家庭への配慮は欠かせない。
- 家族や親族といつても立場や考え方方が異なる場合もあり、家族関係の取材や放送にあたっては、状況に十分配慮する。家族の中に未成年者がいる場合は、より慎重な姿勢が必要である。

② 福祉

- 社会的支援を必要とする人への認識を高め、思いやりのある市民社会の成熟を図ることは、福祉の向上のために欠かせない。
- 障害がある人もない人も、ともに社会の一員として暮らすことができるよう環境整備を進めようという考え方方が広く浸透してきている。誰もが人格と個性を尊重し支えあう社会の実現のために、さらに社会参加の壁を無くしていくことが求められている。ニュースや番組を通して、すべての人々が「ともに生きる社会」の実現に向けた課題を伝え、ともに考えていく機会とすることが大切である。
- 取材にあたっては、本人の尊厳や家族の心情を考慮し、人権を損なうことのないように十分配慮する。

③ 健康・医療

- 健康や医療に関する情報は視聴者の関心が高く、最新の情報をわかりやすく伝える必要がある。専門家の解説や難しい専門用語についてはわかりやすい表現に言いかえたり説明を加えたりして、視聴者の要望に応える。
- 最新の治療法や新薬については評価が定まるまで時間がかかる場合があり、多方面の取材を通じてその有効性や問題点、条件など正確な情報を伝えるように心がける。病気に悩む人々は、切実な思いで放送を見たり聴いたりしているので、それらの人々に十分配慮し、誤解のない表現でわかりやすく伝える。
- 病気の中には不適切な病名で患者が傷つけられるとして、病気の呼称が変更される場合

がある。病名の扱いや症状の解説にあたっては、患者を傷つけないように最新の情報に気を配り、患者に配慮した表現を心がける。

- 医学番組には、患者や家族が相談を寄せてくることがある。そこには個人の健康状態や病名などプライバシーに関わる情報が含まれているので、情報の取り扱いについては十分な注意と配慮が必要であることを番組の担当者の間で確認しておく。
また、相談の手紙やメールなどは放送後厳重に管理し、必要がなくなったときには適切な方法で廃棄する。
- 不妊治療や、再生医療、遺伝子治療、クローン技術の応用などの先端医療は、患者や家族に大きな恩恵をもたらす可能性がある。その一方で、確立されていない技術の危うさや倫理の問題も抱えている。
患者のプライバシーが公になれば、周囲から思わぬ誤解を招くこともあるので、患者や家族のプライバシーに配慮しつつ、先端医療の問題点を伝えるように心がける。
- 一般に健康によいと称して売られている健康食品やサプリメントは、「特定保健用食品」など一部を除いて、病気の症状の改善などの効能をうたうことは法律で禁じられている。栄養成分などの紹介にあたっては断定的な表現や誇張を避ける。
- 健康食品の表示に関連する法律は、食品衛生法、医薬品医療機器等法（旧薬事法）、健康増進法など多岐にわたっている。健康食品をめぐっては、国民生活センターなどへの相談や苦情、法令違反も見られ、慎重に扱う必要がある。
- ダイエットは、生活習慣病の予防という視点から扱い、そうしん 瘦身願望をあおるようなことはしない。

④ 科学技術

- 科学技術を扱うニュースや番組では、最新の技術の動向をその持つ意味や背景とともにわかりやすく伝える必要がある。
- 議論が分かれる学説についてその時点での最新の成果を伝える場合、多角的な視点で取材を行い適切に放送する。
また、特定の技術の利用について賛否の分かれる問題についても、双方の立場を公平に伝えることで視聴者の判断に役立つようとする。
- 遺伝情報、指紋など個人が特定される情報をニュースや番組で取り上げる場合は、プライバシーを損なったり、悪用されたりしないように注意する。
- 安全上の理由で外部からの入室が制限されている施設（原子力関連施設、高度病原細菌の研究施設など）での取材は、その施設の安全管理責任者と十分協議して行う。

⑤ 食

- 食中毒、食品偽装など、食の安全に関する情報について視聴者の関心は極めて高い。このため、正確な情報を迅速に伝える必要がある。情報を適切に伝えないと、買い控えなどいわゆる風評被害につながるおそれがある。科学的な見地から多角的に取材し、不安をあおることがないように、安心情報も含め冷静に伝えることが大切である。
- 放送では、消費者が安心して食品を選べるように「食」の知識の普及に努める。また、食を支える生産者や産地の実情にも触れながら、消費者と生産者の関わりや、食を取り巻く環境にも目を向ける必要がある。
- 農業には食料生産以外にも、環境や景観、水源を守り、レクリエーションや教育にも役立つなど多面的機能があることが指摘されている。こうした農業の多面的な機能も念頭に置く。

⑥ 教育・文化

【教育】

- 学校をはじめ教育現場の課題は多様化・複雑化している。学校や塾などの取材・放送にあたっては、現象面を追うだけでなく、その背景を多角的に探る努力が必要である。
- 教育現場で取材や撮影をする場合は、ニュースや番組の趣旨および撮影内容を管理者に説明し承諾を得る。必要に応じて保護者にも趣旨などを説明し承諾を得る。
- 児童や生徒の人権を尊重し、取材や撮影が不利益にならないように十分配慮するとともに、精神的な圧迫や不安を与えないように注意する。
- 取材にあたっては学校行事や学習計画を妨げることのないように計画的に行う。

【文化・文化財】

- 過去の優れた文化の保存や新たな文化の育成、普及に努める。
- 古典芸能については一部の芸能や流派、流儀のみを取り上げることがないようにする。
- 国宝や重要文化財などの文化財の撮影や中継にあたっては、傷を付けるなどして文化財としての価値を損なうことがないようにしなければならない。特に中継の場合には、設営や撤収の際にも管理者の立ち会いを求めるなど、慎重に作業を進めることが重要である。
- 絵画や古文書などの文化財を撮影する際には、照明光の熱や紫外線・赤外線による影響を十分考慮する。一度劣化したものは復元できないので、細心の注意を払う。

⑦ 自然・環境

- 自然や環境の取材にあたっては、自然保護を優先し、撮影による動植物への影響がないように配慮する。そのために必要に応じて研究者などの助言を得る。
- 国立・国定公園などでの撮影、天然記念物などの希少動植物の撮影に際しては、許可を必要とする場合があるので注意する。外国の場合は、その国の法令や慣習に従い、監督官庁の許可を得て、その指示を守る。
- 絶滅のおそれのある種など貴重な動植物の撮影や編集にあたっては、繁殖地や生育地の場所が特定できないように十分に配慮する。
- 外来種の植物の種子などを持ち込んで生態系を破壊することのないように細心の注意を払う。

⑧ 営業の資格

- 特定のサービスや職業では、営業にあたって法律で定められた特別の資格が必要となることがある。取材対象の人が資格を持っているかどうか確認するなど十分な取材を行う。例えばマッサージは、医師以外の人が「業」として行う場合、「あん摩マッサージ指圧師」という国の資格が必要である。また、「業」として報酬を得て金融業者や家賃滞納者と交渉することなども必要な資格がなければできない行為であり、注意が必要である。

① 政治

- 政治上の諸問題の扱いは、あくまでも公平・公正、自主・自律を貫き、何人からの圧力や働きかけにも左右されることなく、視聴者の判断のよりどころとなる情報を多角的に伝える。
- 政治的な対立が大きくなればなるほど、視聴者の意見の幅も大きくなるので、報道は事実に即した表現に徹し、個人的な見解や、特定の主義・主張に偏っていると受け取られるような表現は慎む。
- 討論番組などでは、番組の編成や構成、出演者の選定に慎重を期し、特定の意見を促したり、そのように操作していると見られたりしないように番組全体としてバランスの取れた視点を示す。

② 選挙

- 選挙関係のニュースや番組の放送、選挙結果の速報などは、正確な取材と公正な判断によって自動的に行い、公職選挙法の趣旨に従って選挙の公正を損なわないようとする。
- 選挙情勢や現地報告などを扱う場合は、事実を的確に把握して分析し、表現にも十分に注意を払う。
- 開票速報では、開票状況や出口調査などのデータを冷静に分析し、正確で迅速な当確判定を行うとともに、視聴者や有権者の关心に応える放送をする。
- 候補者名の順番や映像の扱いなどの具体的な問題については、一貫性をもって対応する。
- 選挙時期が迫っているとき、立候補予定者や立候補者が予想される人は、選挙期間の前であっても、原則として選挙とは無関係の番組で取り上げない。選挙の応援をする学者・文化人や芸能人などの番組出演は、政治的公平性に疑惑を持たれないように配慮する。
- 投票終了前の選挙違反のニュースは、候補者の当落に微妙な影響を与えるので、候補者の名前や政党名の扱いなどについて慎重に検討する。

政見・経歴放送

- 政見放送や経歴放送については、公職選挙法の規定に従って実施する。
公職選挙法では、
 - ・衆議院選挙と参議院比例代表選挙は「政党の政見放送」

- 参議院選挙区選挙と都道府県知事選挙は「個人の政見放送」を行うことになっている。

③ 経済

- 経済報道に対する視聴者のニーズは、政府や日銀などの経済政策だけではなく、グローバル化が進む中での企業の経営戦略や、最新の商品や技術、サービスに関する情報、食の安全に関する情報など、ますます幅広くなっている。日々の暮らしに密接に関わる問題だけに、正確な情報を迅速、公平に、しかもわかりやすく伝えることが大切である。
- 企業の経営破綻については「倒産」という用語を避け、「会社更生法（あるいは民事再生法）の適用を申請しました」などと具体的な手続きで表現する。状況に応じて「経営が破綻し」や「自力での再建を断念し」という表現を付け加えることもある。ただし、全体の件数などを取り上げる場合は、「先月の倒産件数」などの形で使う場合がある。
- 金融機関の経営破綻については、預金の取り付け騒ぎや、ほかの金融機関への波及などを考え、一般企業の経営破綻より一段と慎重な対応が必要になる。
- 取材した情報が、局内の第三者や知人、家族などを通じてインサイダー取引に悪用されるリスクも常に念頭に置き、情報の扱いには細心の注意を払う。
- NHKは放送法で広告放送を禁止されている。ニュースや番組で企業や商品を取り扱う際は、企業名や営業上の商品名・サービス名・ロゴマークを放送に出す必要があるのかを十分に検討する。新商品や新しい技術開発などを取り上げるときには、企業側の説明に十分な整合性や裏付けがあるのかをできるかぎり検証する。

→21ページ 「7 情報と宣伝・広告」

④ 世論調査

- NHKの世論調査の結果は社会的・政治的動向に大きな影響を与えることもあるので、調査は科学的で正確なものでなければならない。
放送上の取り扱いも厳密であることを必要とする。
- NHKの世論調査は、
 - 母集団（調査したい対象全体）から回答者を無作為に抽出するなど、回答者に偏りがない
 - 一定水準以上の有効率（調査回答率）を確保している
 - すべての回答者を同一の条件で調査しているなどの条件を満たしていかなければならない。

- 世論調査の結果をニュースや番組で取り上げる場合には、以下の事柄（「調査の概要」）を音声または画面で伝えなければならない。
 - 調査期間
 - 調査方法（面接か電話かなど）
 - 調査対象者（全国の有権者3,600人、○○県の16歳以上の男女1,800人など）
 - 調査有効数（率）
- 質問や回答の選択肢が変われば結果が異なる可能性があるため、ニュースや番組の中で質問を簡略化して伝える場合には、質問意図を視聴者が誤解することのないように注意しなければならない。
- 回答者を無作為に抽出していない調査は世論調査とはいえないでの、たとえば「アンケート」、「インターネット調査」などと表現する。

① 取材・制作の基本姿勢

- 國際平和や、各國國民との相互理解、友好・親善の促進に貢献するため、最新の國際情勢や各國の実情などについて、正確で客観的な情報多角的に伝える。
- 環境や資源・エネルギー、貧困や感染症など、國境を越えたグローバルな課題について、幅広い視点から情報を提供する。
- 大規模な災害や事件・事故について、迅速で的確な緊急報道にあたる。
- 特定の人種、民族、宗教、文化、価値観などについて伝える際は、人間の尊厳と基本的人権を十分尊重し、視聴者が正しい理解を得られるようにする。
- 各國の利害が対立する問題については、一方に偏ることなく、関係國の主張や国情、背景などを公平かつ客観的に伝える。
- 海外取材の際には、現地の法律や宗教、慣習などを十分に尊重する。
- 国によっては取材活動に制限を加えようとする場合もあるが、言論・表現の自由や編集の自由の確保に努める。

② 戦争・テロ報道

- 戦争報道にあたっては、一方に偏らない公平・公正な姿勢を保ち、視聴者に正確で客観的な情報を提供する。
- 戦況をめぐる情報は、情報源によって大きく異なり、情報操作も頻繁に行われるため、情報の出所を明記して報道する。当局の監視や検閲の下で行われた取材は、その旨を明示する。また、その後の情報に基づき、報道内容を検証する。
- テロの報道にあたっては、テロが生まれる背景や、テロを無くすために何が必要なのかなどもきめ細かく伝える。
- 専門家にコメントを求める際は、人選が特定の立場に偏らないように配慮する。
- 戦場やテロ現場の映像については、慎重に判断して扱いを決める。遺体の映像は、人間の尊厳や遺族などの感情も尊重し極めて慎重に扱う。捕虜の映像は、人権に十分配慮し必要最小限にとどめる。
- 従軍取材は、安全確保を大前提とし、取材の必要性や取材対象について慎重に検討したうえで判断する。

③ 海外取材の安全

- 取材にあたっては、人命の尊重と安全の確保がすべてに優先する。また、放送内容によって取材対象に危害が及ぶおそれがないように十分に配慮する。
- 一定の危険が予測される状況での取材にあたっては、現地と国内の双方に安全管理者を置く。双方で安全に関わる情報の収集に全力をあげるとともに、衛星電話などの通信手段を必ず確保して密接に連絡を取り合う。危険が増すおそれがあるときは、直ちに安全のための措置を講じ、場合によっては取材者を撤収させる。
- 危険地での取材担当者は、事前に専門機関の安全研修を受けるなど、安全確保のための知識と方法を身につけておく。
- 戦争取材など危険地での取材で、外部スタッフに業務を依頼する場合は、取材の手法や安全の確保の手段などについて、現地や国内の安全管理者が可能な限りの情報を集めて慎重に判断する。

④ 海外からのニュース・番組

- 海外の放送局が制作したニュースや番組は、日本の視聴者に理解できるように、必要に応じて適切な解説や文字情報を加えて、きめ細かく伝える工夫をする。
- 残虐なシーンや性表現など、国内で放送することがふさわしくない映像が含まれている場合には、適切な編集を行う。
- 外国で少年として扱われる年齢はさまざままで、国によっては、番組やニュースに20歳未満の容疑者などの顔や実名が出ている場合がある。番組やニュースのねらい・趣旨を伝えるため不可欠と判断したときは、そのまま放送することができる。ただし、日本の少年法と著しく均衡を欠くことがないように取り扱いに十分注意する。

14

国際放送

① 国際放送の目的・編集の基本方針

- NHKの国際放送（テレビ・ラジオ）は、大きく分けて、①外国人に向けた放送と②在外邦人・海外旅行者に向けた放送の二つからなっている。
- 国際放送の目的は、外国に対して日本の現状や重要な政策などを正しく伝え、日本に対する理解を深めて国際交流の促進を図ることである。また、海外での政情不安や自然災害の際、その地域に滞在する日本人に安全情報などを伝えるほか、海外で暮らす日本人に適切な娛樂を提供することも目的としている。
- 国際放送の番組の制作は、「NHK国際番組基準」に従って実施する。

番組の編集にあたっては人権を尊重し、自由と民主主義とを基調とする。また、内外のニュースを迅速かつ客観的に報道するとともに、日本の重要な政策および国際問題に対する公的見解ならびに日本の世論の動向を正しく伝える。

報道番組については、ニュースは、事実を客観的に取り扱い、真実を伝える。解説・論調は、公正な批判と見解のもとに、日本の立場を鮮明にする。報道番組として、日本の世論を正しく反映するよう努める。

インフォメーション番組については、広く日本や世界の実情を紹介して、日本や世界に対する正しい認識を培う。また、娯楽番組については、品位のある健全な娯楽を提供する。

▶ 65ページ 資料編「NHK国際番組基準」

- 必要に応じて「NHK国内番組基準」を準用する。
- 放送の対象となる国や地域の社会、文化、伝統などを尊重し、人種、宗教、風俗習慣などの違いについては、慎重な配慮をする。
- 国際的な紛争や各国間の利害が対立する問題などを取り上げる場合は、関係国の主張や国情などを客観的に伝えるとともに、日本の立場や世論の動向などを考慮して取り扱う。
- 大規模な地震・津波など広域的被害が予想されるときは、必要な情報を速やかに伝え、被害の拡大を防ぐ。当面、気象庁等が発表する津波監視情報等でマグニチュード7.6以上の地震について速報する。
- 企業名や商品名については、伝えることが海外の視聴者の理解を助ける上で必要と考えられる場合、広告として受け取られないよう節度を保ったうえで使用する。

② 要請放送

- 要請放送は、総務大臣が放送法第65条に基づき、NHKに対して、放送する区域や事項を指定して国際放送を行うよう「要請」できるものである。かつての「命令放送」の制度が、放送法の改正によって平成20年（2008）から「要請放送」となった。
- 放送法では、「総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない」と規定されている。
- 要請があれば、NHKは、その重みを受け止めて趣旨内容に応じて判断する。仮に要請がNHKの番組編集の自由に抵触するおそれがある場合には、要請に応じないこともある。

① 番組制作の外部委託

- NHKは効率的な業務推進などを図るため関連団体に番組制作を委託しており、さらに、外部の制作ノウハウを取り入れて視聴者の幅広い要望に応える多彩な番組を放送するため、番組制作会社にも制作を委託している。
- 番組制作会社は、公共放送を支えるうえで欠かせないパートナーになっている。番組制作会社とNHKおよび関連団体は、番組企画についての競争を一層進めるとともに、番組制作の過程を通じて、互いのノウハウを共有しあうことで競争的共存関係を深め、公共放送にふさわしい質の高い多様なコンテンツを確保していく。
- 番組制作会社が制作した番組であっても、放送に関する責任はNHKにある。NHKおよび関連団体の制作責任者は、的確に制作過程の管理を行い、完成した番組の内容をチェックする。
- ニュース・番組制作関連業務などの委託については、これまでの実績や専門性などを検討したうえで、所属の部局長の許可を得て行う。
- 番組制作会社や事業者、または個人に委託する業務の例は次のとおりである。
プロデューサー、アシスタントプロデューサー、ディレクター、アシスタントディレクター、フロアディレクター、映像取材、リサーチャー・コーディネーター、通訳・翻訳、映像編集、音響効果などポストプロダクションに関わる業務、ニュース制作・送出業務、テロップ作成業務、CG制作、ホームページ制作、脚本・構成台本委嘱、テーマ音楽など作詞・作曲委嘱、音源制作、デザインの作成など

② 業務委託の契約

- 番組制作を番組制作会社に委託する場合や、ニュース・番組制作関連業務を番組制作会社や事業者、または個人に委託する場合は、「放送ガイドライン」や「NHK国内番組基準」「NHK国際番組基準」などを守ることを確認する。委託にあたっては、法令などを順守し、委託する契約条件や業務内容などを適正に記載した契約を結ぶ。

- 視聴者が負担する受信料の重みを自覚し、受信料が公金であるという意識を常に念頭に置かなければならない。
- 経費の使用にあたっては、公私のけじめを明確にし、経済性・効率性を心がけるとともに、適正で迅速な事務処理を行う。
公序良俗や社会常識に反する経費の使用は認められない。
- 物品の代金、委嘱料や出演料などの支払いは、手続きにのっとり、金融機関を通じ正しく処理する。特に次のような点に留意する。

【委嘱料】

- 脚本執筆、台本構成、作詞・作曲などの委嘱を行う場合は、必要性や契約額の妥当性を吟味したうえで事前に専門の委員会の承認を受ける。支払いに際しては、所属の部長を含め複数で、成果物（現物）を確認する。
- 美術や衣装のコーディネート、監修、指導、考証などの業務についても、専門の委員会の審査を受け、効率的な運用と厳正で透明性のある経理処理を行う。

【出演料】

- 出演料は、出演内容の実態に基づき、所定の基準にのっとり収録後（生放送の場合は放送後）速やかに支払う。
- 出演内容などによっては、出演料ではなく記念品とする場合や、その他の対応をとる場合もあり、番組の構成や趣旨に基づいて適切に判断する。

【謝礼】

- 日々のニュース取材の中では、通常、取材相手に謝礼金を渡すことはない。取材や番組制作のため特に負担をかけた場合などは、謝品・謝礼金を渡すこともあるが、必ず上司の決裁を得る。

① 視聴者の声への対応

- 公共放送であるNHKは、視聴者によって支えられており、視聴者との結びつきが極めて大切である。ニュース・番組に対する問い合わせや意見、苦情などには誠意を持ってできるだけ迅速に対応する。批判や苦情も含め、視聴者の声は「豊かで良い放送」を実現するための糧である。
- 寄せられた内容によっては、上司や責任者に報告し、上司や責任者が中心になって適切に対応する。
- 番組の企画・制作や編成にあたっては、視聴者の要望や反響に加え、NHKが行う各種の調査の結果なども考慮しながら検討する。
- 視聴者から寄せられた苦情や要望などへの対応結果は、経営委員会に報告することが放送法によって義務づけられている。内部規程に従って的確な対応を行う。
- 視聴者から寄せられた手紙やメール、電話による要望や苦情、意見などは、本来の目的以外で使用しないように厳重に管理する。また個人情報の管理にも万全を期する。



放送法 第27条（苦情処理）

協会は、その業務に関して申出のあつた苦情その他の意見については、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。



放送法 第39条（経営委員会の運営）

3 会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況並びに第27条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。

② 訂正放送

- 放送法第9条に基づいて、内容の訂正や取り消しを放送する場合を「訂正放送」と言う。訂正放送の請求を受けた場合は、NHK内部の手順に従って調査を進め、訂正や取り消しの放送が必要と判断された場合には、2日以内に適切な放送枠で訂正放送を行う。



放送法 第9条（訂正放送等）

放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあった日から3箇月以内に請求があったときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から2日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。

- 2 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。
- 3 前二項の規定は、民法の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

●平成8年（1996）、NHK総合テレビの番組で紹介した離婚経験者の男性の元妻から、「番組の内容に誤りがあり、真実でない放送によって、名誉やプライバシーを傷つけられた」として、NHKに対して訂正放送や損害賠償などを求める裁判が起こされた。

このうち訂正放送について最高裁判所は、平成16年（2004）11月25日、「放送法の訂正放送の規定は、他からの関与を排除して表現の自由を保障する放送法の理念からすれば、放送局が自律的に訂正放送を行うことを国民全体への義務として定めたものと解釈すべきであり、被害者が裁判を通じて訂正放送を求める権利を認めてはいない」という初めての判断を示した。

一方、放送による名誉毀損などについては、東京高等裁判所が元妻の主張を認め、真実でない放送が行われたとして、NHKに損害賠償の支払いを命じ、最高裁で確定した。

これを受けてNHKは、放送法に従って、自主的に訂正放送を行うべきとの判断に至り、最高裁判決翌日の総合テレビの同じ番組の中で、「女性の名誉を傷つける結果となったことをおわびし、訂正する」などと伝えた。

このように最高裁では、視聴者が放送法に基づく訂正放送を裁判で求める権利は否定されたが、同時に、放送局が自律的に訂正放送を行うことが国民への義務だとする判断が示されており、放送局側の責務は重いと言える。

③ BPO（放送倫理・番組向上機構）

- 視聴者からの苦情に対しては、NHKが自主的に対応するのが大原則だが、放送への信頼をより確かなものにするため、NHKは民放と共同で、平成15年（2003）、すでに設置されていた放送界独自の二つの第三者機関を発展させ、「放送倫理・番組向上機構（BPO）」を設立した。
- BPOは、視聴者と放送局をつなぐ第三者機関として、視聴者から寄せられた放送に対する意見や苦情、放送倫理上の問題に対し、独立した立場で判断し、放送局に伝えることで、放送倫理を高めていくことを目的としている。
- BPOには、「放送倫理検証委員会」「放送と人権等権利に関する委員会」「放送と青少年に関する委員会」の3つの委員会があり、放送をめぐる視聴者からの意見や苦情を受け付けて審理をしたり、放送倫理・番組向上のための審議をしたりしている。放送局に再発防止策の提出を求める 것도できる。
- 「放送倫理検証委員会」は、関西テレビによる「発掘！あるある大事典Ⅱ」のねつ造問題を受けて、BPOの機能を強化して再発防止を図るために、平成19年（2007）に設立された。放送番組の向上のための審議をして「意見」を公表するとともに、虚偽の内容により、視聴者に著しい誤解を与えた疑いのある番組が放送された場合、放送倫理上問題があったか否かを調査・審理して「勧告」や「見解」を公表する。
- 「放送と人権等権利に関する委員会」（略称 放送人権委員会）は、個人からの苦情申立てを受けて、放送による権利侵害があったかどうかを審査し、「勧告」または「見解」を公表する。また、放送と人権についての「提言」を行うこともある。このほか、仲介・あっせんもを行い、当事者間の話し合いでは解決できなかった問題を、第三者の立場で判断して解決につなげようと努めている。
- 「放送と青少年に関する委員会」（略称 青少年委員会）は、青少年に対する放送のあり方や、放送が青少年に与える影響に関して、視聴者から寄せられた意見を基に審議を行っている。その結果は、必要に応じて「見解」として公表し、放送局に自主的な改善を要請している。

➡ 85ページ 資料編「BPOの主な決定（NHK関連）」

- 表現や報道の自由に対する外部からの不当な介入を防ぐ意味からも、BPOの活動を尊重し、周知に努めるとともに、BPOに寄せられる意見や苦情に対しても謙虚に受け止め、誠実に対応する。



放送法（抜粋）

〔施行 昭和 25 年 6 月 1 日 改正法成立 平成 26 年 6 月 20 日〕

（目的）

第 1 条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようすること。

（放送番組編集の自由）

第 3 条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

（国内放送等の放送番組の編集等）

第 4 条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないことです。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

（番組基準）

第 5 条 放送事業者は、放送番組の種別（教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等の区分をいう。以下同じ。）及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準（以下「番組基準」という。）を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならない。

2 放送事業者は、国内放送等について前項の規定により番組基準を定めた場合には、総務省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。

（放送番組審議機関）

第 6 条 放送事業者は、放送番組の適正を図るために、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。

- 2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るために必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。
- 3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。
- 4 放送事業者は、審議機関が第 2 項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。
- 5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。

- 一 前項の規定により講じた措置の内容
- 二 第9条第1項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況
- 三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要
- 6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用に努めるとともに、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。
 - 一 審議機関が放送事業者の諮問に応じてした答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要
 - 二 第4項の規定により講じた措置の内容

(番組基準等の規定の適用除外)

第8条 前3条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的（総務省令で定めるものに限る。）のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。

(訂正放送等)

- 第9条** 放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から3箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から2日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。
- 2 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。
 - 3 前2項の規定は、民法（明治29年法律第89号）の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

(放送番組の保存)

第10条 放送事業者は、当該放送番組の放送後3箇月間（前条第1項の規定による訂正又は取消しの放送の請求があつた放送について、その請求に係る事案が3箇月を超えて継続する場合は、6箇月を超えない範囲内において当該事案が継続する期間）は、政令で定めるところにより、放送番組の内容を放送後において審議機関又は同条の規定による訂正若しくは取消しの放送の関係者が視聴その他の方法により確認することができるよう放送番組を保存しなければならない。

(NHKの目的)

第15条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(インターネットの活用)

第20条 協会は、第15条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 2 協会は、前項の業務のほか、第15条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。
- 二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当す

- るもの及び協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般的の利用に供することを除く。)。
- 三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般的の利用に供する事業を行う者(放送事業者及び外国放送事業者を除く。)に提供すること(協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。)

(苦情処理)

第27条 協会は、その業務に関して申出のあつた苦情その他の意見については、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(経営委員会の運営)

第39条

- 3 会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況並びに第27条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。

(国際放送の実施の要請等)

第65条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項(邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。)その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第1項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4 協会は、第1項の国際放送を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供することができる。

5 第20条第8項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第8項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

(放送に関する研究)

第66条 総務大臣は、放送及びその受信の進歩発達を図るために必要と認めるときは、協会に対し、事項を定めてその研究を命ずることができる。

2 前項の規定によつて行われた研究の成果は、放送事業の発達その他公共の利益になるように利用されなければならない。

(国際放送等の費用負担)

第67条 第65条第1項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第1項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第65条第1項の要請及び前条第1項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

(放送番組の編集等)

- 第81条** 協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たつては、第4条第1項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない。
- 一 豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによつて公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。
 - 二 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有すること。
 - 三 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること。
- 2 協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、かつ、その結果を公表しなければならない。
- 3 第106条第1項の規定は協会の中波放送及び超短波放送の放送番組の編集について、第107条の規定は中波放送及び超短波放送を行う場合における協会について準用する。
- 4 協会は、邦人向け国際放送若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たつては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娛樂番組を有するようにならなければならない。
- 5 協会は、外国人向け国際放送若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たつては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにならなければならない。
- 6 第5条第1項、第6条、第8条から第11条まで、第13条、第110条、第174条及び第175条の規定は、協会が外国の放送局を用いて国際放送又は協会国際衛星放送を行う場合について準用する。

(放送番組審議会)

- 第82条** 協会は、第6条第1項（前条第6項において準用する場合を含む。）の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会（以下「中央審議会」という。）及び地方放送番組審議会（以下「地方審議会」という。）並びに国際放送及び協会国際衛星放送（以下この条において「国際放送等」という。）に係る国際放送番組審議会（以下「国際審議会」という。）を置くものとする。
- 2 地方審議会は、政令で定める地域ごとに置くものとする。
 - 3 中央審議会は委員15人以上、地方審議会は委員7人以上、国際審議会は委員10人以上をもつて組織する。
 - 4 中央審議会及び国際審議会の委員は、学識経験を有する者のうちから、経営委員会の同意を得て、会長が委嘱する。
 - 5 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であつて、当該地方審議会に係る第2項に規定する地域に住所を有するもののうちから、会長が委嘱する。
 - 6 第6条第2項（前条第6項において準用する場合を含む。第8項において同じ。）の規定により協会の諮問に応じて審議する事項は、中央審議会にあつては国内基幹放送に係る第6条第3項に規定するもの及び全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会にあつては第2項に規定する地域向けの放送番組に係るもの、国際審議会にあつては国際放送等に係る同条第3項に規定するもの及び国際放送等の放送番組に係るものとする。
 - 7 協会は、第2項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、地方審議会に諮問しなければならない。
 - 8 第6条第2項の規定により協会に対して意見を述べることができる事項は、中央審議会及び地方審議会にあつては国内基幹放送の放送番組に係るもの、国際審議会にあつては国際放送等の放送番組に係るものとする。

(広告放送等の禁止)

第83条 協会は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。

- 2 前項の規定は、放送番組編集上必要であつて、かつ、他人の営業に関する広告のためにするものでないと認められる場合において、著作者又は営業者の氏名又は名称等を放送することを妨げるものではない。

(災害の場合の放送)

第108条 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。



NHK 国内番組基準

〔制定 昭和 34 年 7 月 21 日 改正 平成 10 年 5 月 26 日〕

日本放送協会は、全国民の基盤に立つ公共放送の機関として、何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守つて、放送による言論と表現の自由を確保し、豊かで、よい放送を行うことによって、公共の福祉の増進と文化の向上に最善を尽くさなければならない。

この自覚に基づき、日本放送協会は、その放送において、

- 1 世界平和の理想の実現に寄与し、人類の幸福に貢献する
- 2 基本人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る
- 3 教養、情操、道徳による人格の向上を図り、合理的精神を養うのに役立つようにする
- 4 わが国の過去のすぐれた文化の保存と新しい文化の育成・普及に貢献する
- 5 公共放送としての権威と品位を保ち、公衆の期待と要望にそむく

ものであることを基本原則として、ここに、国内放送の放送番組の編集の基準を定める。

第1章 放送番組一般の基準

第1項 人権・人格・名誉

- 1 人権を守り、人格を尊重する。
- 2 個人や団体の名譽を傷つけたり、信用をそこなうような放送はしない。
- 3 職業を差別的に取り扱わない。

第2項 人種・民族・国際関係

- 1 人種的、民族的偏見を持たせるような放送はしない。
- 2 国際親善を妨げるような放送はしない。

第3項 宗教

宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し、公正に取り扱う。

第4項 政治・経済

- 1 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。
- 2 公職選挙法に基づく政見放送および歴経放送については、法律に従って実施する。
- 3 経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与えるおそれのあるものについては、特に慎重を期する。

第5項 論争・裁判

- 1 意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにし、公平に取り扱う。
- 2 現在、裁判にかかっている事件については、正しい法的措置を妨げるような取り扱いをしない。

第6項 社会生活

- 1 国民生活を安らかにすることにつとめ、また、相互扶助の精神を高めるようにする。
- 2 公安および公益をみだすような放送はしない。
- 3 暴力行為は、どのような場合にも認しない。

第7項 地域文化

地域の多様性を尊重し、地域文化の創造に役立つ放送を行う。

第8項 家 庭

結婚はまじめに取り扱い、家庭生活を尊重する。

第9項 風 俗

- 1 人命を軽視したり、自殺を賛美したりしない。
- 2 性に関する問題は、まじめに、品位を失わないように取り扱う。
- 3 不健全な男女関係を魅力的に取り扱ったり、肯定するような表現はしない。

第10項 犯 罪

- 1 犯罪については、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を是認するような取り扱いはしない。
- 2 犯罪の手段や経過などについては、必要以上に詳細な描写をしない。
- 3 とばくまたはそれに類似の行為を是認したり、魅力ある行為として描写したりしない。
- 4 医療以外の麻薬の使用は、悪癖としてのほかは取り上げない。

第11項 表 現

- 1 わかりやすい表現を用い、正しいことばの普及につとめる。
- 2 放送のことばは、原則として、共通語によるものとし、必要により方言を用いる。
- 3 下品なことばづかいはできるだけ避け、また、卑わいなことばや動作による表現はしない。
- 4 人心に恐怖や不安または不快の念を起こさせるような表現はしない。
- 5 残虐な行為や肉体の苦痛を詳細に描写したり、誇大に暗示したりしない。
- 6 通常知覚できない技法で、潜在意識に働きかける表現はしない。
- 7 アニメーション等の映像手法による身体への影響に配慮する。
- 8 放送の内容や表現については、受信者の生活時間との関係を十分に考慮する。
- 9 ニュース、臨時ニュース、公示事項、気象通報などの放送形式を劇中の効果などに用いるときは、事実と混同されることのないように慎重に取り扱う。

第12項 広 告

- 1 営業広告または売名的宣伝を目的とする放送は、いっさい行わない。
- 2 放送中に、特定の団体名または個人名あるいは職業、商号および商品名が含まれる場合は、それが、その放送の本質的要素であるかどうか、または演出上やむをえないものかどうかを公正に判断して、その取り扱いを決定する。

第13項 懸 賞

- 1 報酬や賞品だけで受信者をひきつけたり、必要以上に射幸心を刺激することのないようにする。
- 2 懸賞番組については、応募者または参加者のすべてが、公正な審査により、技能に応じて賞が受けられるように配慮する。
- 3 作品の募集にあたっては、その優劣を判断する基準と賞品の内容とを明らかに公表する。

第14項 訂 正

放送が事実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正する。

第2章 各種放送番組の基準

第1項 教養番組

- 1 一般的教養の向上を図り、文化水準を高めることを旨とする。
- 2 大多数の要望ばかりでなく、あらゆる階層の要望も満たすようにつとめる。
- 3 社会的関心を高め、また、生活文化についての知識を深めるようにつとめる。
- 4 学術研究の発表その他専門にわたる放送に関しては、その学術上の権威と重要性を尊重し、取り扱いは、一般に認められている倫理と専門的な標準に従う。

第2項 教育番組

- 1 放送の対象を明確にし、番組の内容がその対象にとって、有益適切であるようにつとめる。
- 2 教育効果を高めるため、組織的かつ継続的であるようにする。
- 3 放送を通じて、教育の機会均等のために努力する。

第3項 学校放送番組

- 1 学校教育の基本方針に基づいて実施し、放送でなくては与えられない学習効果をあげるようにつとめる。
- 2 各学年の生徒の学習態度や心身の発達段階に応ずるように配慮する。
- 3 教師の学習指導法などの改善・向上に寄与するようにつとめる。

第4項 児童向け番組

- 1 児童に与える影響を考慮し、豊かな情操と健全な精神を養うようにつとめる。
- 2 児童がまねすことによって害になる放送や児童に主旨が誤解されやすい放送はしない。
- 3 児童に異常な恐怖を与えるような表現はしない。
- 4 児童に害を与える迷信は、取り扱わない。

第5項 報道番組

- 1 言論の自由を維持し、真実を報道する。
- 2 ニュースは、事実を客観的に取り扱い、ゆがめたり、隠したり、また、せん動的な表現はしない。
- 3 ニュースの中に特定の意見をはさむときは、事実と意見とが明らかに区別されるように表現する。
- 4 災害などの緊急事態に際しては、すくんで情報を提供して、人命を守り、災害の予防と拡大防止に寄与するようにつとめる。
- 5 ニュース解説または論評は、ニュースと明確に区別されるように取り扱う。

第6項 スポーツ番組

- 1 健全なスポーツ精神のかん養と体位の向上に役立つようにつとめる。
- 2 アマチュアスポーツの取り扱いは、その目的と精神を尊重し、特に少年選手については慎重にする。

第7項 芸能番組

- 1 すぐれた芸能を取り上げ、情操を豊かにするようにつとめる。
- 2 古典芸能の保存と各種の芸能の育成に役立つようにつとめる。
- 3 放送の特性を生かした新しい芸術分野を開拓する。
- 4 芸術作品の放送については、その芸術性を尊重し、取り扱いは、良識に基づいて慎重に行う。

第8項 娯楽番組

- 1 家庭を明るくし、生活内容を豊かにするような健全な娯楽を提供する。
- 2 身体的欠陥などにふれなければならないときは、特に慎重に取り扱う。
- 3 方言や地方特有の風俗を扱うときは、その地方の人々に反感や不快の念を与えないように配慮する。

〔制定 昭和 34 年 7 月 21 日 改正 平成 23 年 6 月 30 日〕

日本放送協会は、放送法の定めるところにより、わが国を代表する国際放送機関としての自覚のもとに、外国人向けおよび邦人向け国際放送および協会国際衛星放送を通じて、諸外国のわが国にたいする理解を深め、国際間の文化および経済交流の発展に資し、ひいては国際親善と人類の福祉に貢献するとともに、邦人に適切な報道および娛樂を提供するため、次のとおり外国人向けおよび邦人向け国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の編集の基準を定める。

第1章 一般基準

- 1 編集にあたっては人権を尊重し、自由と民主主義とを基調とする。
- 2 内外のニュースを迅速かつ客観的に報道するとともに、わが国の重要な政策および国際問題にたいする公的見解ならびにわが国の世論の動向を正しく伝える。
- 3 外国人向け国際放送および協会国際衛星放送（以下「外国人向け放送」という。）にあっては、ひろくわが国の文化、産業等の実情を紹介する。
- 4 邦人向け国際放送および協会国際衛星放送（以下「邦人向け放送」という。）にあっては、邦人に適切な情報と安らぎを与える。
- 5 放送番組の編集にあたっては、「国内番組基準」の「第1章 放送番組一般の基準」を準用する。ただし、外国人向け放送については、第4項の2、第6項の1、第7項、第11項の2、第14項を、邦人向け放送については、第4項の2、第7項、第14項をのぞく。

第2章 番組編成の基準

- 1 各種放送番組の相互の調和を保つよう努める。
- 2 それぞれの地域の政体・民族・宗教・風俗習慣などの特殊性を考慮する。

第3章 各種放送番組の基準

第1項 報道番組

- 1 ニュースは、事実を客観的に取り扱い、真実を伝える。
- 2 解説・論調は、公正な批判と見解のもとに、わが国の立場を鮮明にする。
- 3 わが国の世論を正しく反映するようにつとめる。

第2項 インフォメーション番組

政治・経済・社会・文化・芸能・科学・観光など、ひろくわが国や世界の実情を紹介して、わが国や世界にたいする正しい認識をつかうことを旨とする。

第3項 娯楽番組

品位のある健全な娯楽を提供する。

第4章 訂 正

放送が事実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正する。



NHK 倫理・行動憲章

〔制定 平成 16 年 9 月 30 日〕

〔改定 平成 20 年 10 月 15 日〕

NHK は、公共放送として自主自律を堅持し、健全な民主主義の発展と文化の向上に役立つ、豊かで良い放送を行うことを使命としています。

私たちは、その使命と社会的責任を深く自覚し、次のことを行動の基本に掲げ、職務を誠実に遂行します。

- 公共放送の使命を貫きます。
- 視聴者のみなさまの信頼を大切にします。
- 受信料の重みを認識して業務を行います。
- コンプライアンスを徹底します。
- 活力あるより良い職場環境を追求します。

NHK の全役職員は、本憲章を順守し、その徹底を図ります。会長・役員および各組織の長は、本憲章に反する事態が発生したときは、迅速に調査と原因究明にあたり、再発防止に努めるとともに、社会への説明責任を果たします。

行動指針

〔改定 平成 23 年 4 月 1 日〕

〔改定 平成 27 年 4 月 1 日〕

● 公共放送の使命を貫きます。

- ◆ いかなる圧力や働きかけにも左右されることなく、みずからの責任において、ニュースや番組の取材・制作・編集を行います。
- ◆ 放送の公平・公正を保ち、幅広い視点から情報を提供します。
- ◆ 正確な放送を行い、事実をゆがめたり、誤解を招いたりする放送は行いません。事実との相違が明らかになったときは、速やかに訂正します。
- ◆ 人権、人格を尊重する放送を行います。
- ◆ 取材相手には誠実に接します。
- ◆ 取材源の秘匿を貫きます。
- ◆ 暴力、俗悪、差別などを排除し、青少年の健全な育成に努めます。
- ◆ 高齢者や障害者などに十分配慮した、人にやさしい放送に取り組みます。
- ◆ 大きな災害が発生したときやそのおそれがあるときは、人命や財産を守るために全力を尽くします。
- ◆ 文化の担い手、情報の発信拠点として地域に貢献します。
- ◆ 著作者や出演者の権利を尊重します。

● 視聴者のみなさまの信頼を大切にします。

- ◆ 受信料制度の理解促進に努め、公平に負担していただけるよう全力で取り組みます。
- ◆ お問い合わせには、迅速、ていねいにこたえます。ご意見、ご要望は真摯に受け止め、番組制作や事業活動に生かします。
- ◆ NHK 情報公開基準にのっとり、事業全般にわたる情報をわかりやすく、積極的に公開します。

●受信料の重みを認識して業務を行います。

- ◆NHKの主たる財源が受信料であることを深く認識し、経済性・効率性に留意した業務運営に努めます。
- ◆関係法令や経理規程にのっとり、適正な経理処理を行います。
- ◆外部との取り引きにあたっては、透明性の確保に努めます。

●コンプライアンスを徹底します。

- ◆行動や判断を常に自問し、法令・社会のルール、内部規程の順守を徹底します。
- ◆公私の区別を徹底し誠実に職務を遂行します。私生活でも公共放送の信用を損なう行為をしません。
- ◆職務上知ることのできた情報を個人の利益のために利用しません。インサイダー取引は決して行いません。
- ◆職務上知ることのできた機密や個人情報は、適正な取り扱いを徹底し、漏洩しないよう厳重に管理します。
- ◆ITは効率的な業務運営やより豊かな視聴者サービスのために活用し、インターネットの私的利用や不適切なアクセスなどの行為は決して行いません。
- ◆暴力団など、社会の秩序や安全に脅威を与える団体や個人からの、不当な要求には一切応じず、常に毅然とした態度で臨みます。
- ◆不正な金品などの授受は行いません。
- ◆不正を知ったときは、上司に報告するか、定められた窓口に通報します。

●活力あるより良い職場環境を追求します。

- ◆創造性を重んじ、活発な議論の行われる風通しの良い職場を追求します。
- ◆人権、人格を尊重し、誰もが十分に能力を發揮できる規律ある職場を目指します。
- ◆不当な差別やハラスメントなどを行いません。
- ◆業務のあらゆる場面において安全管理を徹底します。
- ◆職場の省エネ・省資源、廃棄物削減など、環境保全に向けて行動します。
- ◆常に業務の点検を怠らず、課題の改善に取り組みます。



NHK・民放連「放送倫理基本綱領」

〔制定 平成 8 年 9 月 19 日〕

日本放送協会と日本民間放送連盟は、各放送局の放送基準の根本にある理念を確認し、放送に期待されるいの使命を達成する決意を新たにするために、この放送倫理基本綱領を定めた。

放送は、その活動を通じて、福祉の増進、文化の向上、教育・教養の進展、産業・経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする。

放送は、民主主義の精神にのっとり、放送の公共性を重んじ、法と秩序を守り、基本的人権を尊重し、国民の知る権利に応えて、言論・表現の自由を守る。

放送は、いまや国民にとって最も身近なメディアであり、その社会的影響力はきわめて大きい。われわれは、このことを自覚し、放送が国民生活、とりわけ児童・青少年および家庭に与える影響を考慮して、新しい世代の育成に貢献するとともに、社会生活に役立つ情報と健全な娛樂を提供し、国民の生活を豊かにするようにつとめる。

放送は、意見の分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにし、公正を保持しなければならない。

放送は、適正な言葉と映像を用いると同時に、品位ある表現を心掛けるようつとめる。また、万一、誤った表現があった場合、過ちをあらためることを恐れてはならない。

報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない。放送人は、放送に対する視聴者・国民の信頼を得るために、何者にも侵されない自主的・自律的な姿勢を堅持し、取材・制作の過程を適正に保つことにつとめる。

さらに、民間放送の場合は、その経営基盤を支える広告の内容が、真実を伝え、視聴者に役立つものであるように細心の注意をはらうことも、民間放送の視聴者に対する重要な責務である。

放送に携わるすべての人々が、この放送倫理基本綱領を尊重し、遵守することによってはじめて、放送は、その使命を達成するとともに、視聴者・国民に信頼され、かつ愛されることになると確信する。



アニメーション等の映像手法について

〔作成 平成 10 年 4 月 8 日〕

〔改訂 平成 18 年 4 月 1 日〕

日本放送協会

(社) 日本民間放送連盟

日本放送協会 [NHK] と (社) 日本民間放送連盟 [民放連] は、1997 年にアニメーション番組等の特殊な映像手法が、視聴者、それも多くの子どもたちの健康に影響を及ぼすという重い事態を経験した。

本来、子どもたちに楽しんでもらうはずの放送番組が、一部でその逆の結果を招いてしまったことを、われわれは深く憂慮するとともに、これを放送界全体の問題として捉え、医学学者や心理学者などの専門家を加えて真撃に原因を分析研究しながら、再発防止のための具体的なルールづくりに向けて検討を重ねてきた。

その結果、テレビは本来、明滅しているメディアであるため、視聴者、特に子どもたちへの影響を完全に取り除くことはできないものの、細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法に関して、いくつかの点に留意することにより、こうした危険をかなりの程度、回避できることを確認した。

このため、次の点について細心の注意を払う必要があることを喚起する。

1. 映像や光の点滅、特に「鮮やかな赤」の点滅
2. コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換
3. 規則的なパターン模様の使用

われわれは、こうした認識に立って、各放送局が自主的に、運用上の内規等を定めることを促すとともに、その参考に供するため、放送界としての共通のガイドラインを 1998 年 4 月に示した。

さらに、ITU [国際電気通信連合] において、2005 年 2 月に ITU-R 勧告 BT.1702 "Guidance for the reduction of photosensitive epileptic seizures caused by television (テレビ映像による光感受性発作を抑えるための指針)" が成立したことから、同勧告を参考にガイドラインを一部改訂することとした。

放送に携わるすべての者は、以下に提示するガイドラインが作られた意図を充分に配慮し、放送界の自主的な共通ルールとして遵守しなければならない。

このガイドラインは、今後の分析・研究の結果等により、必要に応じて改訂する。

<アニメーション等の映像手法に関するガイドライン>

1. 映像や光の点滅は、原則として 1 秒間に 3 回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意する。
 - (1) 「鮮やかな赤」の点滅は特に慎重に扱う。
 - (2) 避けるべき点滅映像を判断するにあたっては、点滅が同時に起こる面積が画面の 1 / 4 を超え、かつ、輝度変化が 10 パーセント以上の場合を基準とする。
 - (3) 前項 (1) の条件を満たした上で、(2) に示した基準を超える場合には、点滅は 1 秒間に 5 回を限度とし、かつ、輝度変化を 20 パーセント以下に抑える。加えて、連続して 2 秒を超える使用は行わない。
2. コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が 20 パーセントを超える急激な場面転換は、原則として 1 秒間に 3 回を超えて使用しない。
3. 規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様など）が、画面の大部分を占めることも避ける。

上記ガイドラインの運用にあたっては、特に光感受性のリスクが大きいとされる幼児・児童・青少年の視聴実態等への配慮が必要である。

また、連続する大量のカメラフラッシュや雷光、火災、火山噴火などの映像が健康に影響を及ぼすおそれがあることについて、制作者側の意識を高めることに努める必要がある。

映像が視聴者に及ぼす影響をできるだけ少なくするためにには、テレビの視聴方法も重要な役割を果たしていくことが指摘されており、明るい部屋で受像機から離れて見るなど“テレビの見方”に関する適切な情報を視聴者に提供することは予防手段として有効である。



裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針

〔日本新聞協会（平成20年1月16日）〕

重大な刑事裁判の審理に国民が参加する裁判員制度が2009年5月までに実施される。刑事司法の大きな転換期にあたり、日本新聞協会は、同制度下における取材・報道に関する指針をまとめた。我々は、本指針を踏まえて、公正な裁判と報道の自由の調和を図り、国民の知る権利に応えていく。

裁判員法の骨格を固める段階から、裁判の公正を妨げる行為を禁止する必要があるとして、事件に関する報道を規制するべきだという議論があった。これに対し我々は、そのような措置は表現・報道の自由を侵害し、民主主義社会の発展に逆行するもので到底認めることはできないと主張してきた。

刑事司法の目的のひとつは事案の真相を明らかにすることにあり、この点において事件報道が目指すところと一致する。しかしながら、事件報道の目的・意義はそれにとどまるものではない。事件報道には、犯罪の背景を掘り下げ、社会の不安を解消したり危険情報を社会でみやかに共有して再発防止策を探ったりすることと併せ、捜査当局や裁判手続きをチェックするという使命がある。被疑事実に関する認否、供述等によって明らかになる事件の経緯や動機、被疑者のプロフィル、識者の分析などは、こうした事件報道の目的を果たすうえで重要な要素を成している。

一方で、被疑者を犯人と決め付けるような報道は、将来の裁判員である国民に過度の予断を与える恐れがあるとの指摘もある。これまで我々は、被疑者の権利を不当に侵害しない等の観点から、いわゆる犯人視報道をしないように心掛けてきたが、裁判員制度が始まるのを機に、改めて取材・報道の在り方について協議を重ね、以下の事項を確認した。

▽捜査段階の供述の報道にあたっては、供述とは、多くの場合、その一部が捜査当局や弁護士等を通じて間接的に伝えられるものであり、情報提供者の立場によって力点の置き方やニュアンスが異なること、時を追つて変遷する例があることを念頭に、内容のすべてがそのまま真実であるとの印象を読者・視聴者に与えることのないよう記事の書き方等に十分配慮する。

▽被疑者の対人関係や成育歴等のプロフィルは、当該事件の本質や背景を理解するうえで必要な範囲内で報じる。前科・前歴については、これまで同様、慎重に取り扱う。

▽事件に関する識者のコメントや分析は、被疑者が犯人であるとの印象を読者・視聴者に植え付けることのないよう十分留意する。

また、裁判員法には、裁判員等の個人情報の保護や、裁判員等に対する接触の規制、裁判員等の守秘義務などが定められている。我々は、裁判員等の職務の公正さや職務に対する信頼を確保しようという立法の趣旨を踏まえた対応をとる。

改めて言うまでもなく、公正な裁判はメディア側の取り組みのみによって保障されるものではない。裁判員等の選任手続き、裁判官による裁判員等への説示、検察官および弁護人の法廷活動、そして評議の場において、それぞれ適切な措置がとられることが何よりも肝要である。

加盟各社は、本指針を念頭に、それぞれの判断と責任において必要な努力をしていく。



犯罪被害者等基本計画に対する共同声明

(平成 17 年 12 月 27 日)

社団法人 日本新聞協会

社団法人 日本民間放送連盟

犯罪被害者等基本法の施行を受けた犯罪被害者等基本計画が 27 日、策定された。わが国では、これまで犯罪被害者の権利が顧みられることは少なく、十分な支援も受けとられなかつた。この基本計画は、遅まきながら、犯罪被害者のための総合的施策のスタート台となるもので、私たちも評価する。

ただ、その中で、被害者名の発表を実名であるか匿名であるかを警察が判断するとしている項目については、容認できない。匿名発表では、被害者やその周辺取材が困難になり、警察に都合の悪いことが隠される恐れもある。私たちは、正確で客観的な取材、検証、報道で、国民の知る権利に応えるという使命を果たすため、被害者の発表は実名でなければならないと考える。

実名発表はただちに実名報道を意味しない。私たちは、被害者への配慮を優先に実名報道か匿名報道かを自律的に判断し、その結果生じる責任は正面から引き受ける。これまでもそう努めてきたし、今後も最大限の努力をしたいと考えている。私たちはこれまで、この被害者名発表に関する項目に異議を唱えて改善を求めてきたが、それは、被害者対策と国民の知る権利という、いずれも大切な公益をいたずらに対立させるのではなく、調和させる道があると信じたからである。私たちの再三の求めが容れられなかつたのは極めて残念で、ここに改めて遺憾の意を表明する。

基本計画の策定にあたつた内閣府の犯罪被害者等基本計画検討会で、この項目への私たちの危惧に対し、警察側構成員は「従来の私どもの考え方を何ら変更するものではない」と答えている。計画にこの項目が盛り込まれたとしても匿名発表が現在以上に増えることはない。そう確約したものと、私たちは受け止める。警察現場で、この項目が恣意的に運用されることのないよう、私たちは国民とともに厳しく監視したい。

国民保護法制 関連規定（抜粋 条文は要約）

武力事態対処法（抜粋）

第2条第6号

指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

第6条

指定公共機関は、国及び地方公共機関その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する。

武力事態対処法施行令第3条

法2条第6号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。

18 日本放送協会

国民保護法（抜粋）

第3条第3項

指定公共機関は、武力攻撃事態等においては、この法律で定めるところにより、その業務について、国民保護措置を実施する責務を有する。

第3条第4項

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

第7条第2項

国及び地方公共団体は、放送事業者である指定公共機関が実施する国民保護措置については、その言論その他表現の自由に特に配慮しなければならない。

第36条第1項

指定公共機関は、基本指針に基づき、その業務に関し、業務計画を作成しなければならない。

第36条第3項

- 1 国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項
- 2 実施体制に関する事項
- 3 関係機関との連携に関する事項
- 4 その他国民保護措置の実施に関し必要な事項

第36条第4項

指定公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、内閣総理大臣に報告しなくてはならない。この場合において、内閣総理大臣は、当該指定公共機関に対し、必要な助言をすることができる。

第50条、第51条第2項、第57条、第101条

放送事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、速やかに、警報等の内容、避難指示等の内容、緊急通報の内容を放送しなければならない。

NHK 国民保護業務計画（抜粋）

（制定 平成18年2月28日　改正 平成18年10月2日）

第3章 国民の保護のための措置の実施

第1節 警報等の内容の放送

- 第1 総務大臣から、警報またはその解除の通知を受けたときは、速やかに、その内容を、原則として全国向けに放送する。
- 第2 都道府県知事から、避難の指示もしくはその解除または緊急通報の通知を受けたときは、速やかに、その内容を当該都道府県の区域向けに放送するとともに、必要に応じその他の区域向けまたは全国向けに放送する。
ただし、当該通知を受けた避難の指示の内容は、視聴者に迅速かつ的確に伝達されるよう、その正確性を損なわない範囲で、要約し、またはその表現を変更もしもしくは簡潔にして、放送することを妨げない。
- 第3 前2項の規定による放送を行う場合において、当該放送の内容を含む放送番組の配列（編成）、放送系統、放送区域その他の放送の実施方法は、武力攻撃事態等の状況に即して、これを自主的に決定する。
- 第4 第1項および第2項の規定による放送を行うに当たっては、高齢者、視聴覚障害者、外国人等への情報伝達にも配慮する。

第4章 関係機関との連携

第5節 安否情報等の収集への協力

総務大臣、地方公共団体の長その他の関係機関から、当該機関の行う被災情報または安否情報の収集中に協力するよう要請があったときは、当該要請に係る被災情報または安否情報を保有している場合は、個人情報その他第三者の利益の保護に十分な配慮を行いつつ、特段の支障のない範囲で、提供その他の協力をを行う。
ただし、当該要請に係る被災情報または安否情報が取材・報道を目的として取得した場合は保有しているものである場合は、原則として、提供による協力は行わないものとする。



〔制定 平成 17 年 2 月 8 日〕

日本放送協会（以下「NHK」という。）は、受信料によって支えられる公共放送機関として、視聴者の皆様の個人情報の重要性と、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを深く認識しています。視聴者の皆様の個人情報を慎重かつ適正に取り扱うことは、NHK の重要な責務です。

現在、世界レベルでのインターネットの普及等により、高度なコンピューターネットワークが構築され、大量の個人情報が瞬時に伝播される環境が出現しています。このような高度化した情報通信技術社会において、公共放送の使命達成のためにより適正に個人情報を取り扱うことを目的に、以下の基本方針を定め、個人情報の保護に取り組んでいくことを宣言します。

1 個人情報保護に関するコンプライアンス（法令遵守）

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）をはじめとする個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守するとともに、NHK 内の規程に準拠して個人情報を適正に取り扱います。そのため、NHK の業務として個人情報を取り扱う者に対して、必要な教育を実施します。

2 個人情報保護施策の実施

個人情報の利用を適正に行うための措置をとるとともに、個人情報の盗難、改ざんおよび漏洩等によるプライバシーその他の権利の侵害を防止するため、適切な安全管理措置を講じます。

個人情報の利用にあたっては、NHK が報道目的など個人情報保護法第 50 条第 1 項に該当する目的で個人情報を取り扱う場合は、別に「報道・著述・学術研究分野に係る個人情報保護規程」を定め、また、それ以外の目的で個人情報を取り扱う場合は、別に「NHK 個人情報保護規程」を定め、それぞれの規程に則って個人情報を適正に取り扱います。

3 個人情報保護体制の整備

個人情報の適切な管理を行うため、個人情報保護に関する統括責任者、管理者、担当者を配置します。

4 個人情報の取扱いに関する苦情等への対応

個人情報の取扱いに関して寄せられた苦情や視聴者ご本人からの開示等の求めについては、全国の放送局などで受け付け、迅速かつ適切に対応します。

報道・著述・学術研究分野の個人情報の保護について

放送総局長

個人情報については、今日の情報化の進展や個人の権利意識の高まりの中で、一層慎重な取扱いが求められています。

「個人情報の保護に関する法律」(平成17年4月1日全面施行)では、「報道」、「著述」、「学術研究」の目的で個人情報を取り扱う場合、個人情報取扱事業者の業務等を定めた規定の適用が除外されていますが、その一方でこれらの適用除外分野についても個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じて公表するよう努めなければならないとされています。

もとより適用除外とされた「報道」、「著述」、「学術研究」の分野については、報道の自由、表現の自由、学問の自由を堅持していく観点から、NHKが保有する個人情報は自主的、自律的にこれを適切に扱うべきことは言うまでもありません。

NHKは、この基本的立場と社会的背景を踏まえ、NHKの取り扱う「報道」、「著述」、「学術研究」分野の個人情報の保護について以下の規程を定めましたので、これに則り適切に取り扱います。

報道・著述・学術研究分野に係る個人情報保護規程

(趣旨)

第1条 この規程は、NHK個人情報保護方針に基づき、NHKが次の各号に掲げる者として当該各号に掲げる目的で個人情報を取り扱う場合について、その取扱いを自主的かつ適正に行うため定める。

- (1) 報道機関 報道の用に供する目的
- (2) 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- (3) 学術研究を目的とする機関もしくは団体またはそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

(従業者の義務)

第2条 NHKの役職員その他NHKの指揮命令系統に属しNHKの業務に従事している者(以下「従業者」という)は、前条に規定する場合は、この規程に基づき、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取扱い)

第3条 第1条に規定する目的で取り扱う個人情報は、その目的の範囲を超えて取り扱ってはならない。

(安全管理措置)

第4条 個人データの漏えい、滅失またはき損の防止等の個人データの安全管理のため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 個人データが紙媒体に記録されている場合は、記録された物は施錠保管し、利用終了後は確実に廃棄する。
- (2) 個人データが電磁的媒体に記録されている場合は、別に定める情報セキュリティ対策基準に沿って適切に管理し、利用終了後は確実に消去する。
- (3) 従業者に個人データを取り扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うとともに、必要な研修を行う。
- (4) 個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行う。
- (5) その他個人データの安全管理のために必要な措置。

(取扱責任者)

第5条 第1条に規定する場合について、次の取扱責任者を置く。

- (1) 報道・著述・学術研究に係る個人情報保護統括責任者……放送総局長
- (2) 個人情報保護管理者……各部局長
- (3) 個人情報保護担当者……各部局長が指名した者

(苦情への対応)

第6条 第1条に規定する場合について、その個人情報の取扱いに関する苦情への対応は、次に定めるところによる。

- (1) 従業者は、その取り扱う個人情報に関する苦情に対しては、所属部局の個人情報保護担当者への連絡を含め誠実に対応しなければならない。
- (2) NHK放送センターおよび全国の放送局・支局の視聴者対応窓口ならびにコールセンターで苦情を受け付けたときは、当該個人情報を取り扱っている部局の個人情報保護担当者に迅速に連絡する。
- (3) 個人情報保護担当者は、個人情報保護管理者の責任の下で、自ら苦情に対応しましたは対応が適切に行われるよう管理する。



放送倫理・番組向上機構（BPO）規約（抜粋）

〔制定 平成15年7月1日 改正 平成25年5月29日〕

第1章 総 則

(目的)

第3条 本機構は、放送事業の公共性と社会的影響の重大性に鑑み、言論と表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理上の問題に対し、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するため、「評議員会」ならびに「放送倫理検証委員会」「放送と人権等権利に関する委員会」および「放送と青少年に関する委員会」をおき、これを維持・運営し、次の事業を行う。

(1) 評議員会

ア. 第5章に定めるところによる。

(2) 放送倫理検証委員会

ア. 放送倫理を高め、放送番組の質を向上させるため、放送番組の取材・制作のあり方や番組内容などに関する問題の審議

イ. 虚偽の疑いがある番組が放送されたことにより、視聴者に著しい誤解を与えた疑いがあると判断した場合に、放送倫理上の問題があったか否かの調査および審理

ウ. 前号の調査および審理に基づく勧告または見解の通知および公表

エ. 前号の勧告または見解の一部として、放送事業者に対する再発防止計画提出の要請

オ. 前号に基づいて提出された再発防止計画およびその実施状況についての意見の通知および公表

カ. その他本機構の目的を達成するために必要な事項

(3) 放送と人権等権利に関する委員会

ア. 個別の放送番組に関する放送法令または番組基準にかかる重大な苦情、特に人権等の権利侵害に関する苦情（苦情申立人と放送事業者との話し合いが相容れない状況にあり、かつ、司法に基づき係争中でないもの）の審理

イ. 前号の審理に基づく苦情申立人および被申立人（放送事業者）への勧告または見解の提示

ウ. 前号の審理に基づく勧告または見解の構成員への報告および公表

エ. その他本機構の目的を達成するために必要な事項

(4) 放送と青少年に関する委員会

ア. 放送と青少年に関する視聴者の意見の把握および審議

イ. 前号の審議に基づく見解の構成員への報告および公表

ウ. 視聴者からの意見の構成員および関係団体への報告

エ. 大学等研究機関と協力しての、放送と青少年に関する調査研究

オ. その他本機構の目的を達成するために必要な事項

2 放送倫理検証委員会、放送と人権等権利に関する委員会および放送と青少年に関する委員会において、同一の放送番組を取り扱う場合、互いに連携して、必要な措置を講ずる。

第6章 放送倫理検証委員会

(委員会の目的)

第23条 放送倫理検証委員会は、第4条第1項第2号に定める事業を行うほか、必要に応じ構成員に対し、第3条に定める目的達成のため、放送番組や放送倫理のあり方についての提言を行う。

(委員の構成)

第24条 放送倫理検証委員会は、評議員会が有識者（放送事業者の役職員を除く）の中から選任する8名以上10名以内の委員で構成する。

(委員長および委員長代行)

第25条 放送倫理検証委員会に委員長1名および委員長代行2名をおく。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。委員長代行は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、放送倫理検証委員会を代表し、放送倫理検証委員会を主宰する。
- 4 委員長は、放送倫理検証委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長代行は、委員長を補佐し、委員長を欠くときまたは委員長に事故あるときは、その職務を行なう。

(任期)

第26条 委員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

(委員会の開催)

第27条 放送倫理検証委員会の開催は、原則として毎月1回とする。また、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 放送倫理検証委員会の運営方法は、別途定める規則による。

第7章 放送と人権等権利に関する委員会

(委員会の目的)

第28条 放送と人権等権利に関する委員会（以下「放送人権委員会」という）は、第4条第1項第3号に定める事業を行うほか、必要に応じて構成員に対し、第3条に定める目的達成のため、放送と人権についての提言を行う。

(委員の構成)

第29条 放送人権委員会は、評議員会が有識者（放送事業者の役職員を除く）の中から選任する7名以上9名以内の委員で構成する。

(委員長および委員長代行)

第30条 放送人権委員会に委員長1名および委員長代行2名をおく。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。委員長代行は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、放送人権委員会を代表し、放送人権委員会を主宰する。
- 4 委員長は、放送人権委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長代行は、委員長を補佐し、委員長を欠くときまたは委員長に事故あるときは、その職務を行なう。

(任期)

第31条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第32条 放送人権委員会は、必要のつど、委員長が招集する。

- 2 放送人権委員会の運営方法は、別途定める規則による。

第8章 放送と青少年に関する委員会

(委員会の目的)

第33条 放送と青少年に関する委員会（以下「青少年委員会」という）は、第4条第1項第4号に定める事業を行うほか、第3条に定める目的達成のため、審議の結果等を公表することを通して、視聴者と放送事業者を結ぶ回路として機能する。

(委員の構成)

第34条 青少年委員会は、評議員会が有識者（放送事業者の役職員を除く）の中から選任する6名以上8名以内の委員で構成する。

(委員長および副委員長)

第35条 青少年委員会に委員長1名および副委員長1名をおく。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、青少年委員会を代表し、青少年委員会を主宰する。
- 4 委員長は、青少年委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長を欠くときまたは委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第36条 委員の任期は3年とする。再任を妨げない。

(委員会の開催)

第37条 青少年委員会の開催は、原則として毎月1回とする。ただし、委員長が必要と認めたときは臨時に開催する。

- 2 青少年委員会の運営方法は、別途定める規則による。

(議事)

第38条 青少年委員会の議事の結果は、速やかに構成員に通知する。

- 2 議事の要旨は、放送事業者および青少年関係機関等に配布するとともに、公表する。

放送倫理検証委員会運営規則（抜粋）

〔制定 平成19年5月8日〕

第2章 放送倫理および番組の向上に関する審議

（放送倫理および番組の向上に関する審議）

- 第4条** 委員会は、放送倫理を高め、放送番組の質を向上させるため、放送番組の取材・制作のあり方や番組内容などに関する問題について審議する。
- 2 委員会は、必要に応じて放送事業者および関係者に対し、調査・報告および放送済みテープ等関連資料の提出を求めることができる。
 - 3 委員会は、必要に応じて参考人を招き、意見交換を行う。
 - 4 委員会は、第1項の審議に基づき、意見を公表することができる。委員会は、意見を公表した場合、その内容を機構の構成員に報告する。

第3章 虚偽の放送に関する審理

（審理の対象）

- 第5条** 委員会は、虚偽の疑いがある番組が放送されたことにより、視聴者に著しい誤解を与えた疑いがあると判断した場合、その番組（以下「対象番組」という）について放送倫理上問題があったか否かの審理を行うことを決定する。
- 2 対象番組は、以下の番組の中から決定する。
 - (1) 放送事業者から自主的に委員会に報告があった番組
 - (2) 番組関係者や外部関係者、視聴者などから指摘された番組
 - (3) その他、委員会が必要と判断した番組

（委員会による調査）

- 第6条** 委員会は、対象番組の審理（または審理を行うことの決定）のため必要な調査を行う。
- 2 委員会は、対象番組を制作・放送した放送事業者（以下「当該放送事業者」という）および関係者に対し、調査・報告および放送済みテープ等関連資料の提出を求めることができる。
 - 3 委員会は、当該放送事業者および関係者から事情聴取（ヒアリング）を行うことができる。
 - 4 委員会は、必要に応じて、専門知識を有する者から意見を聞くことができる。

（特別調査チーム）

- 第7条** 委員会は、事案に応じて、1名以上の専門家からなる特別調査チームを設置して、対象番組について集中的・機動的な調査を行わせることができる。
- 2 特別調査チームは、委員会における審理に必要な事実関係の調査を行い、委員会に対し、調査の経過および結果を速やかに報告する。
 - 3 委員会は、特別調査チームの編成などについてアドバイスを受けるために、予め調査顧問を任命することができる。調査顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（勧告、見解）

- 第8条** 委員会は、対象番組の放送内容に放送倫理上問題があったか否かについて審理し、放送倫理上の問題点を「勧告」または「見解」としてとりまとめ、当該放送事業者およびその放送番組審議会に書面により通知し、公表する。また、その内容を機構の構成員に報告する。
- 2 公表は、記者会見その他適宜の方法により行う。

- 3 委員会は、当該放送事業者に対し、審理の結果を放送し、視聴者に周知することを求めることがある。

(再発防止計画)

- 第9条** 委員会は、「勧告」または「見解」の中で、当該放送事業者に対し、再発防止計画の提出を求めることができる。
- 2 再発防止計画の提出を求められた当該放送事業者は、1ヶ月以内にこれを策定し、委員会に対し、書面により提出するとともに公表する。
- 3 当該放送事業者は、前項により再発防止計画を提出した後、3ヶ月以内に、再発防止計画の実施状況について、委員会に対し、書面により報告する。
- 4 委員会は、再発防止計画およびその実施状況について、それぞれ、当該放送事業者に対し、意見を述べることができる。委員会は、意見を述べた場合には、これを公表し、その内容を機構の構成員に報告する。

(放送事業者に対する外部調査委員会の設置勧告等)

- 第10条** 委員会は、事案に応じ、当該放送事業者に対し、外部調査委員からなる調査委員会（以下「外部調査委員会」という）を設置すべき旨、勧告することができる。
- 2 委員会は、当該放送事業者に対し、外部調査委員会の委員の人選に関し、意見を述べることができるもの。
- 3 委員会は、当該放送事業者に対し、当該放送事業者が外部調査委員会に調査・報告を委託した具体的な項目（以下「調査項目」という）の報告を求めることができる。委員会は、調査項目が十分でないと判断する場合、当該放送事業者に対し、調査項目の追加・変更を求めることができる。
- 4 委員会は、当該放送事業者に対し、外部調査委員会による調査結果の報告を求めることができる。また、委員会は、当該放送事業者に対し、期限を定めて、外部調査委員会による調査の経過の報告を求めることができる。

放送と人権等権利に関する委員会運営規則（抜粋）

〔制定 平成9年6月11日 改正 平成19年3月14日〕

(苦情の取り扱い基準)

- 第5条** 委員会に申し立てられた苦情の取り扱い基準は、次による。
- (1) 名誉、信用、プライバシー・肖像等の権利侵害、およびこれらに係る放送倫理違反に関するものを原則とする。
- (2) 公平・公正を欠いた放送により著しい不利益を被った者からの書面による申立てがあった場合は、委員会の判断で取り扱うことができる。
- (3) 放送前の番組にかかる事項および放送されていない事項は、原則として取り扱わない。ただし、放送された番組の取材過程で生じた権利侵害については、委員会の判断で取り扱うことができる。
- (4) 審理の対象となる苦情は、放送された番組に関して、苦情申立人と放送事業者との間の話し合いで相容れない状況になっているもので、原則として、放送のあった日から3か月以内に放送事業者に対し申し立てられ、かつ、1年以内に委員会に申し立てられたものとする。
- (5) 裁判で係争中の事案および委員会に対する申立てにおいて放送事業者に対し損害賠償を請求する事案は取り扱わない。また、苦情申立人、放送事業者のいずれかが司法の場に解決を委ねた場合は、その段階で審理を中止する。

- (6) 苦情を申し立てることができる者は、その放送により権利の侵害を受けた個人またはその直接の利害関係人を原則とする。ただし、団体からの申立てについては、委員会において、団体の規模、組織、社会的性格等に鑑み、救済の必要性が高いなど相当と認めるときは、取り扱うことができる。
- (7) 放送番組制作担当者個人に対する申立ては、審理の対象としない。
- (8) CMに関する苦情は、原則として取り扱わない。
- 2 第1項第1号に定める事項についてのきわめて重大な権利侵害および放送倫理違反に関しては、申立てを待たずに、委員会の判断により取り扱うことができる。
- 3 第1項第1号に定める事項について、放送関係者による重大な権利侵害等を伴う取材活動・放送がなされ、これが継続中であって、かつ緊急に対応する必要があると認めたときは、本人または利害関係人の申立てにより、委員会は、放送事業者または所属の関係者に対し、その事態を解消するために必要な措置を取るよう要望することができる。

(事情聴取、テープの提出等)

- 第8条** 委員会は、審理にあたり、苦情申立人および当該放送事業者に事情を聞くほか、当該番組の放送済みテープその他関係資料等の提出を求めることができる。
- 2 委員会が必要と認めた場合は、苦情申立人に前項により提出された放送済みのテープを視聴させることができる。
- 3 委員会は、必要により、案件に関する専門家等の意見を聞くものとする。

(勧告、見解)

- 第11条** 委員会は、審理の結果を「勧告」または「見解」としてとりまとめ、審理の経過を含め、苦情申立人および当該放送事業者に書面により通知する。
- 2 通知の内容は、機構の構成員に報告するとともに、苦情申立人および当該放送事業者に公表することを通告した後、機構が委員会名で公表する。
- 3 前項の公表にあたり、委員会は、実名で発表することについて苦情申立人の事前の承諾を得る。特別の事情がある場合は、本人の希望により匿名とする。
- 4 公表は、記者会見その他適宜の方法により行う。
- 5 委員会は、委員会の審理の結果を放送することを当該放送局に求めることができる。

放送と青少年に関する委員会運営規則（抜粋）

〔制定 平成12年3月30日 改正 平成16年4月1日〕

(委員会の機能)

- 第2条** 「放送と青少年に関する委員会」(以下「委員会」という)の主な機能は、次に挙げるものとする。
- (1) 視聴者から寄せられた放送と青少年に関する意見について審議し、寄せられた意見および委員会の見解を、機構の構成員である日本放送協会、(社)日本民間放送連盟および同加盟社に連絡するとともに公表し、放送事業者の自主的検討を要請する。その検討結果または具体的対応についての報告を求め、これを公表する。
- (2) 青少年が視聴する番組共通の問題について自主的に審議し、「見解」を公表することができる。
- (3) 青少年が視聴する番組の向上に資するため、機構の構成員である放送事業者、番組制作業者、青少年自身、保護者等と意見交換を行い、その概要を公表する。
- (4) 大学等の研究機関と協力して、放送と青少年に関する調査研究を行う。

(視聴者からの意見の取り扱い)

第3条 視聴者から委員会に寄せられた意見の取り扱いは、次の基準による。

- (1) 一般視聴者からの放送と青少年に関する意見を原則とする。
- (2) 視聴者は、意見を事務局へ電話、ファックス、郵便、電子メールで寄せることができる。
- (3) 事務局は、寄せられた意見について、必要に応じて事実確認、集計・要約等を行い、委員会に報告する。
- (4) 審議の対象となる番組は、原則として放送のあった日から3か月以内のものとする。

(委員会審議の手続き)

第4条 委員会は、事務局が作成した資料に基づき審議を行う。

第5条 委員会は、審議にあたり、当該放送事業者に当該番組の説明を求めることができる。また、審議の参考に資するため、当該放送事業者に当該番組の視聴等関連資料の提出について協力を求めることができる。

第6条 委員の3分の2以上の賛成があれば、委員会の「見解」とすることができる。

第7条 委員は、委員会の「見解」に個別意見を付記することができる。この場合、個別意見に委員名を付することを原則とする。

(通知・公表)

第8条 委員会は、審議結果を当該放送事業者に速やかに伝えるとともに、視聴者から寄せられた意見の概要、審議結果、当該放送事業者の対応等を月報等にまとめ、構成員、青少年関係機関等に配布する。また、機構が発行する「BPO報告」や、ホームページへの掲載、記者会見等適宜の方法により、公表する。

BPOの主な決定 (NHK関連)

1 幼稚園経営をめぐる番組 放送倫理上問題 見解 (平成 10 年 10 月 26 日決定)

平成 9 年 12 月放送の番組で、京都市の幼稚園が「取材趣旨の説明と異なり、園の特色である教育方針が全く紹介されず経営状況の厳しさだけが意図的に強調された」と申し立てた。

放送人権委員会は、「権利侵害があったとまでは言えないが、取材・編集過程で配慮に欠けるところがあり、放送倫理上問題があった」との「見解」を示した。

2 「ETV2001」出演者への配慮 放送倫理違反 見解 (平成 15 年 3 月 31 日決定)

平成 13 年 1 月 29 日から 4 回シリーズで放送された「ETV2001 戦争をどう裁くか」の第 2 回、「問われる戦時性暴力」について、出演者の一人が、「何の連絡もなく発言の改変が行われて視聴者に不正確な形で伝わり、名誉権や著作者人格権が侵害された」と申し立てた。

放送人権委員会は、「名譽を傷つけたとは言えないが、出演者への配慮を欠き、放送倫理に違反した」との「見解」を示した。

3 産婦人科医院・行政指導報道 放送倫理違反 助告 (平成 17 年 7 月 28 日決定)

愛知県内の産婦人科医院が、助産師の資格を持たない看護師さんに助産行為をさせていたとして県や保健所から行政指導を受けたことを伝えた平成 17 年 1 月の名古屋局のニュースをめぐり、院長が「指導を受けた時期を明示せず、現在も違法行為を行っているかのように実名で報道された」と申し立てた。

放送人権委員会は、人権侵害について意見は一致しなかったものの、「重大な放送倫理違反があった」として、放送倫理に一層配慮するよう「助告」した。人権侵害を認定しないケースでの初の助告。

4 「ETV2001」をめぐる高裁判決の報道 放送倫理違反 見解 (平成 20 年 6 月 10 日決定)

上記 2 の「女性国際戦犯法廷」を題材とした番組をめぐって、主催者の市民団体が NHK に損害賠償を求めていた裁判の控訴審判決が平成 19 年 1 月 29 日に出された。この判決を伝えた「ニュースウォッチ 9」の報道について、市民団体側が、「NHK の言い分だけを伝え、自分たちの見解を全く報道しておらず、公平・公正な取り扱いに欠ける」などとして審理を申し立てた。

放送人権委員会は、「NHK 自身が、裁判の当事者だという特殊性を考えると、一般的の裁判報道よりも公平・公正の点でより慎重な取り扱いが求められる」と指摘した。そして「相手方の見解になんら触れることなく、自らの解釈や番組への介入が疑われた政治家のコメントだけを放送したことは、公平・公正な取り扱いを欠き、放送倫理に違反する」として、意見が対立する問題についてはできる限り多くの角度から放送するよう求める「見解」を示した。

5 「ETV2001」に関する放送倫理検証委の意見 (平成 21 年 4 月 28 日決定)

放送倫理検証委員会は、放送人権委員会が上記 2、4 で扱った「ETV2001」の「問われる戦時性暴力」について審議を行い、平成 21 年 4 月、結果を「意見」として公表した。

この中で、放送倫理検証委員会は「番組制作部門の幹部が、放送前に有力政治家と面談し改編指示を行ったことや国会担当の局長が制作現場の責任者に改編を指示したことは公共放送にとって最も重要な自主・自律を危うくし視聴者に重大な疑惑を抱かせる行為だった。こうした改編によって番組の質よりも安全が優先され番組は完成度を欠き散漫になっていった」と指摘した。

これに対し、NHK は平成 21 年 6 月に見解をまとめ BPO に提出した。見解では「番組制作部門の担当者が放送前に個別の番組内容を国会議員などに直接説明することは行っていないし、これからも行わない」「番組の質は本来、放送倫理とは別に考えるべき問題で、関連付けて議論を進めることには慎重であるべきだ」と NHK の考えを説明した。

6 “全聾の天才作曲家” 5局7番組に関する見解

(平成27年3月6日決定)

全聾の作曲家として知られていた佐村河内守氏が別人に作曲を依頼していたことが発覚した事案で、放送倫理検証委員会は、TBS、テレビ新広島、テレビ朝日、NHK、日本テレビの計5局7番組について審理を行い、平成27年3月、「見解」を公表した。

NHKの番組で審理対象となったのは、「情報LIVE ただいま！『奇跡の作曲家』」(平成24年11月放送)と「NHKスペシャル『魂の旋律 音を失った作曲家』」(平成25年3月放送)の2番組。

委員会は、「自ら作曲したのか」と、「全聾だったのか」の2点について、5局7番組はいずれも「虚偽の事実を伝えた」と指摘。そのうえで、「裏付け取材が不十分なところもあったが、放送時点において、その内容が真実であると信じるに足る相応の理由や根拠が存在していた」として、「放送倫理違反があるとまでは言えない」と判断した。

また、問題発覚後の対応について、委員会は民放4局に対して、「だまされたのは仕方がなかったというところで自己検証がストップしているように思えてならない。検証結果を公表しておらず、視聴者に対する説明責任を果たしたとは到底言えない」として、「自己検証の結果の公表を、ぜひ検討してもらいたい」と求めた。

一方、NHKに対しては、「民放4局とは異なり、発覚後1か月余の間に、調査報告書を公表して検証番組も放送した。説明責任の観点からは望ましい対応をとっているが、自己検証には不十分なところもある」として、「再度の自己検証をし、その結果を公表することを望みたい」と要望した。

索引

ア

- アニメーション 15, 24
- アンケート 46
- 安全管理 12, 41, 48
- 委嘱 委嘱料 24, 51, 52
- 遺体 30, 31, 47
- 委託 委託業務 9, 27, 51
- 一般名(普通名称) 22
- 遺伝情報 41
- 医療 12, 34, 40, 41
- インサイダー取引 9, 45
- インターネット 18, 19, 20
- インターネット調査 46
- インフルエンザ 37
- 引用 13, 18, 19, 24, 25
- 映像酔い(モーションシックネス) 15
- エボラ出血熱 37
- 大津波警報 34, 35, 36
- オフサイトセンター 38

力

- 外国の地名・人名 14
- 開票速報 44
- 学説 41
- 家族 10, 30, 31, 40, 41, 45
- 環境 40, 42, 43, 47
- 韓国と北朝鮮の地名・人名 14
- 感染症 37, 47
- 冠大会 23
- 企業名 14, 16, 21, 22, 23, 45, 49
- 希少動植物 43

- 基本的人権 3, 5, 6, 47
- キャッチコピー 21
- 教育 42
- 緊急警報放送 34, 35, 36
- 緊急地震速報 35, 36
- 苦情 4, 41, 53, 55
- 経営破綻 45
- 原子力災害対策特別措置法 38
- 原子力事故 37, 38
- 健康食品 41
- コーディネーター 51
- 効果音 17
- 公共の利益(公益) 6, 7, 11, 12, 33
- 航空取材 12
- 広告 21, 22, 23, 45, 49
- 公職選挙法 20, 44
- 口蹄疫 37
- 公的人物 31
- 高齢者 34
- 国際番組基準 49, 51
- 国際放送 3, 49, 50
- 国内番組基準 2, 3, 49, 51
- 国民保護法 39
- 呼称 28, 40
- 個人情報 7, 13, 19, 53
- 個人情報保護法 13
- 国旗 国歌 国境 14
- 古典芸能 42
- 固有名称 22
- コンテンツ 19, 51
- コンプライアンス 9

サ

- 災害情報の速報基準 35, 36
 災害情報ホームページ 34
 災害対策基本法 33, 34
 再現 10, 16
 再使用(部分使用) 26
 裁判員制度 29
 性 8
 サブリミナル 15
 差別 6, 7, 12, 14, 37
 CM 21
 CG 16, 51
 試写 10, 13
 自然・環境 43
 自主・自律 1, 33, 44
 地震・津波 33, 35, 49
 実名 11, 16, 28, 29, 30, 37, 48
 指定公共機関 33, 37, 39
 写真 18, 24, 25, 29, 30, 31
 宗教 7, 8, 47, 49
 取材源の秘匿 11
 出演者 5, 10, 12, 24, 26, 44
 出演料 52
 障害 障害者 7, 39, 40
 肖像権 7, 11
 承諾なしの撮影 7, 11, 12
 少年事件 少年法 29, 30, 48
 商品名 登録商標 21, 22, 45, 49
 資料映像 16
 知る権利 11, 28
 人権 人権の尊重 3, 5, 6, 7, 10, 14
 22, 28, 29, 30, 31, 40, 42, 47, 49, 55

- 新薬 40
 政見・経歴放送 44
 選挙 20, 44, 45
 戦争 47, 48
 先端医療 41
 宣伝 21, 22, 45
 線量計 37
 ソーシャルメディア 19

タ

- ダイエット 41
 大画面化 15
 ツイッター 18, 19, 20
 代表取材 31
 地域団体商標 地域ブランド 22
 地名・人名 14, 15
 中国の地名・人名 15
 著作権 13, 18, 24, 25, 26, 27
 著作権法 24, 25
 津波警報 34, 35, 36, 38
 訂正放送 13, 53, 54
 出口調査 44
 手錠 30
 テロ 47
 伝染病 37
 倒産 45
 動植物の撮影 43
 登録商標 商品名 21, 22, 45, 49
 討論番組 44
 匿名 28, 29, 31, 37
 鳥インフルエンザ 37

ナ

- 二次使用 13, 24
二次被害 31
ネーミングライツ（命名権） 22
ネット 18, 19, 23

ハ

- バナー広告 23
犯罪被害者等基本計画に対する共同声明 28, 72
犯罪被害者等基本法 31
BPO（放送倫理・番組向上機構） 4, 55, 85
放送と人権等権利に関する委員会 55
放送と青少年に関する委員会 55
放送倫理検証委員会 55
光点滅 15
表現の自由 1, 3, 4, 13, 39, 47, 54
風評被害 37, 42
フェイスブック 18
普通名称（一般名） 22
不偏不党 1, 3, 21
プライバシー 5, 6, 7, 9, 11, 15, 16, 30
 34, 37, 41, 54
ブログ 18, 19, 20
噴火 35, 36
文化財の撮影 42
ホームページ 3, 18, 23, 34, 51
方言 14
放送番組審議会 3
報道の自由 13, 32, 55
暴力 8, 29, 31

- 法令順守（コンプライアンス） 9
保護者の承諾 12, 42

マ

- マッサージ 43
未成年者 12, 40
メール 13, 18, 41, 53
命名権（ネーミングライツ） 22
名誉 名誉毀損 名誉権 5, 6, 9, 12, 14, 54
メディアスクラム 19, 30, 31
モーションシックネス（映像酔い） 15
目的外使用 13

ヤ

- やらせ 10
誘拐報道 32
揺れる映像 15
要請放送 50
世論調査 45, 46

ラ

- ライフライン放送 34
ラッピング広告 23
ロゴマーク 21, 45

ワ

- 腕章の着用 11

NHK 放送ガイドライン 2015

平成 27 年 4 月 1 日 発行

発行 日本放送協会

〒 150-8001

東京都渋谷区神南 2-2-1

編集 日本放送協会 放送倫理委員会

印刷 アサヒビジネス株式会社

